

第七十二回国会 大蔵委員会 議録 第二十一号

昭和四十九年三月二十日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君
理事 森田 幸一君
理事 村山 達雄君
理事 山本 幸雄君
理事 増本 一彦君
伊藤宗一郎君
金子 一平君
栗原 祐幸君
三枝 三郎君
野田 毅君
村岡 兼造君
山下 元利君
高沢 寅男君
広瀬 秀吉君
武藤 山治君
山中 吾郎君
小林 政子君
竹本 孫一君

国税庁直税部長 田邊 昇君
国税庁直税部所 得税課長 水口 昭君
労働省労働基準 局補償課長 山口 全君
日本専売公社 日本本部副部長 飯田 頼之君
大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

三月二十日

昭和四十九年分の所得税の臨時特例に関する法律案(武藤山治君外五名提出、衆法第七号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

所得税法及び災害被害者に対する租税の減税、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)
昭和四十九年分の所得税の臨時特例に関する法律案(武藤山治君外五名提出、衆法第七号)

委員外の出席者

大蔵省主税局長 中川 一郎君
大蔵大臣官房審 議官 大倉 眞隆君
大蔵省主税局長 高木 文雄君
大蔵省主税局長 武藤 山治君
大蔵省主税局長 伊藤田敏雄君
大蔵省銀行局 行課長 清水 江君
大蔵省銀行局 保 安井 誠君
大蔵省銀行局 保 浅谷 輝雄君
大蔵省銀行局 保 長 浅谷 輝雄君

○安倍委員長 これより会議を開きます。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減税、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。高沢寅男君。

○高沢委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

私は初めに政治資金の問題、それと税法の関係というような関連でお尋ねをしたいと思ひますが、この問題ではひとつ事務次官に御答弁をお願いしたい、こう思うわけでありまして。

ことしの一月二十四日、この国会の初めにあつて参議院の本会議で、わが党の藤田進議員が代表質問を行なつたわけですが、その中で政治献金の問題に触れておりました。その中で政治献金の問題に触れた中で、特に、田中総理大臣あるいは福田大蔵大臣、それから大平外務大臣、三木環境庁長官、中曽根通産大臣、それぞれの各大臣に対して、自治省の発表によるとそれぞれの派閥に対する政治献金というものはどのくらいあるということをお尋ねして、それに対して各大臣の見解を藤田議員が求めたわけでありまして。

それに対する各大臣のお答えは、大まかにいいますと、政治献金は受けてはいるけれども、しかし、それは政治家の倫理の問題として自分たちは身を正しておる、こういうことが一つであります。それからもう一つは、自民党として、党として献金は受けてはいる、そういうものは第三者の機関である国民協会というふうなものを通じて受けている、そこで、その国民協会へ入るお金がだれからどれだけというふうなことが別にわかる仕組みにはなっていないので、したがって、そういう政治献金で行政上何らかの影響を受けるというふうなことはない、こういうふうな答弁であります。それからもう一つは、企業がそういう政治献金を出すということは、これもいわば一種の国民としての自発的な政治参加の形である、そういう自発的に企業が出す浄財はこれを断るつもりはない、これは受け入れていく、こういうふうな形の答えがそれぞれ各大臣の答えの中で出ています。

そこで、私がまずお尋ねをしたいことは、はたしてこういう企業の献金が自発的なものであるのかどうかということなんでしょう。これは新聞でも明らかにいたしましたように、その献金を集める機関である国民協会のはうが、各業界や企業に對してはわり当りのような形をやっているわけですね。その割り当ての額が、今度は三倍あるいは四倍というふうな非常に大きく引き上げられる。それに対して企業の側では、とてもそんなに

出せない、こう言っている企業もあるというふうなことが新聞で報道されておりますが、そうすると、これはどうも、自発的だという見方がはたしてできるのかどうか、この点も非常に問題だと思ひます。中川政務次官は、まだここでそれぞれ各大臣の何々派という名を呼ばれるところまではいつておりませんが、しかし、政治家として福田大蔵大臣と同じ責任をになつておられる立場から、この問題についてひとつ御見解をお聞かせたい、こう思うわけでありまして。

○中川政務次官 会社が政治献金をする。その政治献金が何らかの見返りを持ったり、あるいは何らかの圧力があつたりしてなされる場合には、これは許されることではない。しかし、会社が自発的に浄財を、日本の社会をよくするための政治活動を支援するという意味において、あまり多額にならない程度のものを寄付するということは許されることではないかというふうに思ひます。国民協会を通じて入っている金の中で、何か割り当てをされているというふうなものであることも事実でございますが、その点については、われわれも党内にありまして、明らかにしなければ国民の疑惑を受けるというところから、その真相について国民に示すは少なくとも代議士間において納得のいくる姿のものにしておかなければならないということの動きが、自民党の中にあることも事実でございます。私としては、今後ともそういう不明朗な、疑

問を抱かせるような金の集め方ということについては、十分気をつけていかなければいかぬ、こういう考え方を持っております。

○高沢委員 すると、国民協会の集め方の中には、ほんとうに自発的な形でない、いま言われたことばによれば、不明朗な側面もどうもあるように見受けられる、こういうふうにお考えなわけですか。

○中川政府委員 あるように伝えられておるということから、その点を明らかにすべきだということに私は自身も思っております。伝えられておることが真相であるかどうかは、私はまだ調べておりませんので、近々そういうことを明らかにするようには仲間の者とも相談し合っている、こういう段階でございます。

○高沢委員 自民党の内部でそういう点を明らかにしたい、こういう政務次官のお答えであります。が、いまのような非常なインフレ、あるいは企業のあり方というものが非常に国民的な問題になっているときに、その企業のあり方と国民協会の関係というものがまた非常に国民の批判を受けている、こういう実態であると私は思います。そうすると、私は、国民協会のしかるべき責任者に自民党のあり方をたすという一つとは思いませんが、国会という形でそのあり方をたしていくという面も必要だと思えますので、これはしかるべき機会にこの大蔵委員会に国民協会の責任者を参考人としてお招きして、ほんとうに自発的であるのかどうか、割り当て制というふうな不明朗なことをやっているのかどうかというふうなことも含めて明らかにすることが必要だと思えますので、これは委員長の方でまたおはかりをいたしたい、そういう参考人として招くということについても手続をお願いしたい、こう考えるわけでありませう。

○安倍委員長 理事会において御相談をいたします。そこで、そのことからもう一つ進めまして、法人の性格といいますが、これがいわば

税制の問題にも非常に関連してまいりますので、そのことでお尋ねをしたいと思います。

実は、きのうこの委員会に福田大蔵大臣が出席をされて、わが党の山中哲郎委員がいわゆる法人税の基本的なあり方で大臣とやりとりをされたわけですが、その中で大蔵大臣は何回か、法人というものとは自然人と違う、こういうふうなことも述べられておるわけでありませう。また、わが国の法人税のあり方、その原理というものは、いわゆる法人が実在の存在であるか、あるいは擬制的な存在であるかというふうなことの論議があつて、方向としては法人擬制説という方向づけがあつて、そこで、いろいろな配当に対する軽減措置や控除の措置がとられておる、こういうことだと思ふわけですが。

ところが、いま言った大企業が政治献金をやる。その政治献金は自発的にやるんだ、その企業が望ましいと思う政治方向を実現するために、その方向の政党に対して政治献金をやるというふうなことになる。と、企業のあり方はいわば自然人と同じであり方ということになる。のじやないか、それは一種の法人実在説というあり方につながる問題じゃないか、こう私は思うのであります。

そこで、一つの実例をあげて申し上げますと、これは政務次官も御存じかと思ひますが、昭和三十六年に、当時は八幡製鉄、まだ新日本製鉄に合併する前の八幡製鉄の株主であつた有田さんという人が裁判を起した。それは、会社が自民党へ政治献金をやつておる。それは有田さんの考え方によれば、企業というものは株主の集合体である。その株主すべてがすべて自民党の支持者ではない。ところが、株主の総会にはからずに、八幡製鉄の会社の役員会では自民党へ政治献金をやつておる、これは株主の利益に反する行動ではないかというところで裁判をされたわけだ。この有田さんの立場というのは、企業というのは株主の集合体である。これはまさに法人擬制説の立場に立つて、そういう立場から裁判を提起された。

ところが、それに対して最高裁の判決が昭和四十五年に行なわれたわけですが、この判決によれば、非常にはっきりとした法人実在説の立場に立つた判決が出されておるわけだ。その判決文によれば、政治献金というものは、これは災害救済資金の寄付とか、あるいは地域社会への財産上の奉仕とか、あるいは各種の福祉事業への資金面の協力とか、こういうものと同じ性格のものだという言い方をして、会社が納税の義務を持ち、自然人である国民とひとしく国税を負担している以上は、国や地方公共団体の施策に対して意見の表明その他の行動に出たとしても、それを禁止する理由はない。企業といふことも、憲法第三章に定める国民の権利及び義務の各条項は、内国の法人に對しても自然人と同様に適用されるべきである、こういう立場をとっている。そこで、会社が国やあるいは政党の特定の政策を支持し、あるいは推進し、あるいは反対する、こういう政治行動をする自由もあるし、あるいは政治資金を寄付することともその政治行動の自由の一環であつて、それが会社によつてなされたからといって、これは国民の寄付と特別、別に扱う必要はないんだ、こういう判決が最高裁から出された。つまり、これは徹底的に法人実在説という立場に立つた判決ではないか、こう思うわけだ。

ここで、いわば法人のあり方について、政治献金という問題をめぐつて法人擬制説あるいは実在説という二つの原理がはつきりぶつつかつておる、こういうことだと思ふわけですが、私は、税法の配当に対するいろいろの措置という面では擬制説という立場に立つた措置がなされながら、一方、政治資金の面では法人実在説という立場に立つて、そうした会社、企業の献金が幾らでも自由である、しかもそれは税の負担を免れることもできる、こういういまの政治資金規正法のあり方というのは、原理上非常に矛盾しているのではないか。これはいわばどちらかに統一されなければいかぬじゃないか、こういうふうなことを考えるわけですが、この点について、政務次官の原理

上のお考えをお聞きしたい、こう思うわけだ。○中川政府委員 非常にむずかしい問題で、お答えするのにちよつと迷うわけですが、この問題はそれほど深く考える必要があるだろうかという気がいたします。税制上では確かに擬制説をとつておりますが、裁判所の判決がどうあると、構成的に擬制説であろうと実在説であろうと、構成している会社が社会的活動の一つとして政治献金をする。ところが、内部に反対している人もいるというのが八幡製鉄の裁判の提訴の理由ですが、かりに反対している人が、一、二あつたにしても、役員会というんですか、会社の意思決定機関でそれが承認されたということになれば、それは全体としての意向であつて、実在説であろうと擬制説であろうと、それは問題にすべきことではないのじゃないか、こういう考え方でございます。

○高沢委員 よくこの問題が出ると、すぐ労働組合もやっていると、労働組合と営利法人とは全く法人の性格が違ふわけですが、労働組合の場合でも、そうしたある政党を支持する、あるいはある政党の選挙の候補者に対して資金の協力をするというふうな場合には、組合員の総意を表現できる大会やあるいは中央委員会や、そういう場で決めて実行しておる、こういうことであるわけですから、まして、そういう労働組合と性格の違う法人である会社、企業がそういう行為をなす場合は、役員会というよりはやはり株式総会というふうなところにはかつて——少なくともやるとすればそういうところにはかつて——少なくともやるとすればそういうところにはかつて、こういうふうな考え方があつたわけだ。それは一応別といたしまして、いま言ったようなあり方があるとしたら、この租税三法の議論の中で租税の特別措置の撤廃ということに関する議論がずっと進められてきておるわけですが、また、その必要性ということも、政府側の答弁の中でもかなり含意としては、意味としては認められてきておる、私はこう思うわけですが、この際、そういうふうな法人のあり方の原理を思い切つて

統一して、そして配当の経課措置なり配当控除の措置なりをやめていくという方向で一つはこの原理の統一をはかるべきではないか、こういうふうに考えるわけですが、これについて政務次官のお考えをお聞きたいと思ひます。

○中川政府委員 税制上からいくなれば、擬制説が現段階においては一番適當であるう、こういう考え方のもとに大臣が答弁したように、自然人とは違ふという根拠に立つてもよろしいの制度をつくつておられますが、先ほど申し上げましたように、労働組合においても確かに労働組合の大会を開いて了解を得ておると同じように、役員会、やがて決算等においては株主總會というものも経て、会社全体としての意思表示、まとまつた意見として献金がなされておるものだ。ですから、その株主總會においていかぬということになれば、それはできないという性格で解決できる問題ではないか。ですから、この問題と税制との問題を考へて、實在に説に持つていつて税制もそれに合はせろという見解はまだとがたいというふうに考へます。

○高沢委員 それでは、そういうふうに分離して政務次官も考へておられるようですから、私としては、この場合は、政治家の倫理の問題として、政治家の側から、あなたの方の側から、ひとつそうした政治献金については自発的に遠慮する、慎む、こういうふうな態度が示されるべきじゃないかと思ひますが、この点はどうでしょう。

○中川政府委員 それは個々の代議士によつて違ふこと、規制するわけにはいかぬと思ひますが、政治家として國民の批判を買うような多額の、あるいは何らかの關係を持つような金銭の献金というものは厳に慎みたい、私自身はそのように考へております。

○高沢委員 それでは、先ほども申しましたように、この問題では國民協會の責任者の参考人という問題についてもう一度お願いを申し上げます。東京都がいま過大都市における都市政策を進め

ていくという關係で、いわゆる集積の利益と集積の不利、こういう観点に立つて、法人に對する法人住民税やあるいは法人事業税の特別な一つの負担を求めていきたい、こういう考へ方を持つてゐる。そういう立場から、現在の法人の事實の税負担の姿がどうなつてゐるかということ、東京都の立場で調査し、研究して発表したいということがあるわけでありまして、しかも、その発表は、資本金の階級別にずっと調査をして発表しておるというところであるわけですが、それに対して大蔵省の主税局のほうから、あるいは高木主税局長のほうから批判もまた出されるというやうなやりとりが行なわれてゐるわけでありまして、それから、きうはまた衆議院の地方行政委員会、その問題で社会党の岩垂議員も質問をしてまたこの議論があつたわけでありまして、私もこの機会に、その問題についてひとつ見解をお尋ねしたいと思ひうわけです。

これは主税局長にお願いしたいと思ひますが、三月十六日の毎日新聞に高木さんの談話が出てゐるわけでありまして、東京都が出した、法人税の税負担がいよいよ逆進になつておる、資本金の大きな企業ほど實質的な負担が軽くなつておる、こういうふうな資料に對して、「国税庁で発行してゐる『法人企業の実態』」に出てゐる数字を足したり、引いたりしていきければ、ある程度の負担率は浮きばりにされてくる数字自体に間違ひはなからうが、しかし、それはあくまでも数字の上のこととて實態を正確にとらえたものではない。われわれとしてはこれが最善とは思ふものの、ちゃんと大企業の方からより多くの税金を徴収してゐるつもりだ。大企業からと取りたいと思つて検討はしてゐる。しかし、都が出してゐる数字はその一面を誇張しすぎたオーバーなもので、われわれはそんなことでは驚かない。どうしてもというならある程度の資料を出し税金論争を受けて立ちますよ。こういうふうな高木さんの談話が出てゐるわけでありまして。

ここで「法人企業の実態」に出てゐる数字を足

したり引いたりして、いわばいじくつてゐるんだ、操作してゐるんだ、こういうふうなことを言われてゐるわけですが、しかし同時に、数字自体に間違ひはない、こういうふうにも言つておられます。その足したり引いたりという数字自体に間違ひがなければ、それを加えたり引いたりして操作をしたにしても、出てくる結論というものは当然間違ひがないはずだ、こういうふうに考へるわけですが、この点について局長の御見解をお聞きたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 これは国税庁が発行してあります、先生も御存じだと思ひますが「法人企業の実態」の数字をベースにして、所得の金額と、この表の表現によりまして特別措置による損金扱いになつてゐる金額、そして法人税額というところまで算出をいたしておるわけでございます。そのあと法人住民税の額と法人事業税の額は、これは「法人企業の実態」とは別に、理論計算で税法上の税率を用ひまして算定をしておるということとでございまして、法人所得金額から法人税額までは実績数字でございます。地方税のほうは理論数字でございますから、したがつて、その足した数字というのは結果的には架空の数字になつております。私がこの反論という形で述べましたことは、これは電話で真夜中に照会がありまして、現物を見ずに返事をしたものでございまして、そこまではこの表の持ちます意味を知らずに電話で回答したものでございまして、この表を見ました感じでは、さらに実態とは離れておるという点が一つ問題があるということ、あとで気がついたわけでございます。

それでは、所得金額なり法人税額なりという「法人企業の実態」のほうから引用した数字はこれでよろしいかと申しますと、非常に問題がありますのは法人税額の数字でございまして、これはある意味から申しますと、国税庁の編集しております「法人企業の実態」に掲げております数字に若干不備があるということにも基因してゐるわけでありまして、ここにあげられました法人

税額というのは、いわゆる算出税額ではなくて納付税額と申しまして、現実に法人が法人税として納めた額だけを算定をいたしております。現行法上の法人の納めるべき額、納付税額は、所得に三六・七五とかあるいは二六とかいう税率をかけた算出した算出税額から、法人が所得税の形式で納付いたしました源泉徴収税額なり、外国において納めた外国税額なり、あるいは租税特別措置法上の特別措置でありますたとえば試験研究費の税額控除といったものを控除した額が納付税額ということになるわけでございます。法人企業の実態」には算出税額の集計が計上されておらず、納付税額だけが計上されてゐる關係で「法人企業の実態」をベースにして法人負担を見ようとするならば数字しかないのであることになりまして、それではそれが法人企業の実態の税負担率を示すものかというところ、そうではなくて、それはやはり算出税額をもつて見なければならぬわけでございます。

算出税額につきましては問題がございまして、一昨年の国会以来何かそれを説明すべきであるといふことになつておりました、昨年の国会で四十六年分につきましては当委員会に御提出をいたしたのでございまして、その資料で見ていただければわかるように、この資本金階級区分は、その場合にはこのようにこまかくはなつておりませんでしたが、この表にありましては資本金階級別に負担率が違つてゐるという關係にはなつていないわけでございます。

なお、こういった問題は現に現状を明らかにいたしまして、各方面で広く御議論をいただくことが望ましいこととございまして、このやうないわば誤解といふものが出ませんように、たとえば「法人企業の実態」の集計のしかた等につきましてもたまたま検討中とございまして、今後とも同じ数字の上でそういうことの議論が進むやうな材料を提供しなければならぬといふふうに考へておりますし、昨日他の委員から御要求がございまして、この数字と私も考へております数

字との対比をいたしました説明資料を提出するつもりであります。

なおもう一つ、特別措置による損金扱いの五項目というのにつきましても、これは当委員会におきましてもしばしば御質問になりお答えをいたしておりますように、いろいろ問題があるところがございます。このB欄というものの数字をそのまま承服するわけにはいかない、賛成するわけにはいかないという事情でございますが、その辺は長くなりますから省略をいたします。

○高沢委員 納付税額でこの表がつくられているという事は、これはいま発表されている統計資料ではこれしかとらえようがない、こういうことになっていくという事は局長もいまお認めになった。そこで、いわゆる算出税額というものを土台にしてこういう表を作成する作業をいま進めておる、こういうことですね。では、そういうものが示されて、そこで税負担率が各資本金の階級別にどういう姿になっておるか、これが近い将来に因の立場からも明らかにされるというふうに考えてよろしいわけですね。時期的には大体それはいつごろできるようになりますか。

○高木(文)政府委員 そんなに時間はかからないと思います。

○高沢委員 それから、それに関連して私はこの際申し上げたいことは、昨年の九月に阿部委員の要求に対して出された「資本金階級別法人税負担割合」、これは資本金が一億円以下、一億円超百億円未満、百億円以上、この三つの段階に区分されていまして、この点は東京都の出した資本金の階級別区分はもう少し細かい区分になっておるわけですが、私は今度出されるそういうふうな資料というものは、こういう細かい区分で出されるのが国民の理解を進めるためにも、またこの問題の性格を明らかにするためにも非常に親切じゃないかというふうに考えますので、この資本金の階級区分というのは三つの段階の大まかな分け方ではなくて、東京都が出したようなこういう細かい区分を採用されるようお願いしたい

と思ひますが、この点はどうかでしょうか。

○高木(文)政府委員 話がこまかくなって恐縮でございますが、この東京都のほうの資料の特別措置による損金扱いというのは、たとえば特別償却で申しますと、当年度の特別償却額を計上しているわけでございます。ところが、特別償却というのは、機械を取得した年度もしくはそれに非常に近い年度においてよけい費用配分をするということとでございます。特別償却をすれば後年度以降におきますところの費用配分は減ってくる、したがって後年度においては所得がふえてくる、したがって税負担がふえてくるという関係にありますので、特別措置による税負担の軽減を計算をいたしますには、その年その年の特別措置による特別償却額を計上したのではないのであつて、当該年度の特別償却による償却の追加額と申しますか、そういう額から過年度の特別償却による普通償却の減少額を差し引いた額というものを特別措置のメリットとして計算しなければならぬというふうに私は私どもは考えております。

そのような計算をいたしましたのが昨年の九月に当委員会に御提出いたしました計算でございます。その表をお手元にお持ちかどうかわかりませんが、四欄の特別償却という欄に、「注」にも書いてございますように、その年の特別償却の実施額からいわゆる取り戻し額を控除したものとふうになつております。この計算は実は非常にめんどうな計算でございます。従来の統計にないものでございます。取り戻し額の算定が個別に資料がないとできないということがございます。そういう事情がございますために、昨年この資料を半年がかりで作成して提出いたしました際に、事情を御説明して御了解を願つたわけでございますが、九月の提出資料の所得金額、法人税額といたしたる金額の欄はもと資本階級別にこまかく算定することが可能でございますけれども、三、四、五、六欄あたりの金額のうち、あるものにつきましてはこまかく算出するについてはそれなりに非常に多くの資料を集め、作業をしなければならぬという関係になっております。

そこで、いま考えておりますのは、東京都のほうの資料をベースにいたしましたいろいろな取り戻しの部分その他については、一定の概算数値等を用いることによつて何らかの方法で算定をいたしたいと思ひますけれども、その意味において、昨年の九月に提出いたしました資料ほどの正確性を持ったものは、こまかい階級区分別には出にくいということになっております。しかし、ある程度その関係を明らかにする必要がありますから、確定値なり概算値なりを入れながらこまかい階級区分のもとに算定をしてみたいというふうな現在の段階では考えておりますが、作業をやってみまさんと、これだけこまかいものが出せるかどうか、いま御確約はできないということでございます。

○高沢委員 局長のお感じとしては、そういういま言われたような作業をやつて資本金階級別の税負担率というものを算出してきた場合に、東京都の表で出てくるように、資本金の大きな階級へ行けば行くほど実質的な税負担率は低くなつておるといふ、この関係に変化が出てくるというふうにお考えですか。

○高木(文)政府委員 それはまず算出税額のところで見てくださいとおわかりいただけると思ひますが、東京都のほうの数字によりますと、二兆三千四百五十五億というのが法人税額の合計欄にあつております。これは納付税額でございます。これに對しまして、私どもの数字で算出税額としてあつておりますB欄の数字は二兆五千四百億ということになっておりますから、そこで約二千億の差が、一割の差があるわけでございますが、この算出税額と納付税額の差というものは、資本階級別に見ますと、比較的大きな企業ほど受け取り利子、受け取り配当が多いというふうなことがありまして、それによつて源泉徴収を受けている所得税の額が大きいというふうな関係がありますので、大体においてその算出税額と納付税額の差は大きな企業ほど大きくなつてくるという

関係がございます。したがつて傾向としては、この東京都の出した数字よりは大きな企業の方の率が上がつていくというふうなことになるというふうに考へます。

○高沢委員 この東京都の数字によれば、一千万円以上というところが地方税も含めたそういうふうな法人三税における負担率では四五・六九、非常に高い比率になっております。それから資本金百億円以上というところの一番高い階級は三二・二四というところで、四五・六九と三二・二四では非常に大きな負担率の差になっておる、こういうふうな状況であるわけですが、こうした関係が根本的に逆になつておるといふふうなことは、そういう計算上の基礎に変化があつたにしても私はまさかあり得ないだろう、こう思うわけですが、その点は局長、いかがですか。

○高木(文)政府委員 昨年九月当委員会に御提出いたしました数値で大体ごらんただけですと、ある程度租税特別措置を考慮いたしますと、やはり大きな資本金の企業は負担率が若干下がつておる。その下がつておるのは、一番大きな影響は配当課税率の影響が大きいということでありまして、この昨年九月提出資料の一番下の欄にございまして、平均は三三・三％でございますけれども、資本金百億円以上のところでは三三・一％というふうに、二％強平均よりも資本金百億円以上のところの下がつておるといふのが私どもが作成をいたしました数字でも出てくるところでございます。さらに交際費の問題を別にして考えますと、平均は三三・一で、資本金百億円以上では三〇・一というところでございますから、やはり百億円以上のところは若干下がつておるというところでございます。住民税と事業税はこれは比例的でございますから、ほとんどそれには影響がないというふうな考へてよろしいわけでございますので、その意味においては、四十六年時点においては明らかに、東京都の表ほど激しいことではありませんが、法人のほうの実質法人税負担割合が低くなつておるといふことは間違いないと思ひ

ます。

○高沢委員 それから、貸し倒れ引き当て金とかあるいは退職給与引き当て金とか、租税特別措置法による措置とは違いますが、しかし、こういう租税特別措置の性格を持つようなものは、いま言ったような税負担率の資料を出される場合には当然計算の中に入れるべきじゃないか。東京都の場合に入れておるわけですが、この点はいかが考えられますか。

○高木(文)政府委員 その点は当委員会においてもしばしば御議論が出ておりますけれども、私どもは貸し倒れ引き当て金につきましても、退職給与引き当て金につきましても、いわゆる債務性のものとして認められておる引き当て金につきましても、いわゆる特別措置というふうに考えるべきものではないというふうに思っておりますので、税負担率を見ます場合には、特別措置として考えるのは適当でないというふうに思っております。

ただし、問題は、貸し倒れ引き当て金の中でしばしばここで御議論いただいております実績貸し倒れ率と引き当て率について乖離が非常に大きい。金融機関についての貸し倒れ引き当て金というようなものについては、ある意味において御指摘のような問題があるということはおわかりいただいておりますけれども、事の性質としては、やはり貸し倒れ引き当て金はあくまで債務性を持った引き当て金であるということでございますので、それが税負担率を引き下げておるといことは、一般論としては同意いたしたい。ただ、その影響が率にどう響いているかというのを、何らかの形で別途の意味で議論するのはそれなりの意味があると思っております。一般的な現行租税負担率、法人税負担率というものを論ずる場合に、それらをいわゆる租税特別措置だというふうに判断をすることは適当でないというふうに考えております。

○高沢委員 租税特別措置のあり方は、いまでも非常に国民的な議論の焦点になっておりますし、

これからのいよいよなと思うわけですが、そういうふうな議論の一つの土台として、この措置に関するいろいろな親切的なデータが政府の側から当然発表されるべきだ、こう思うわけです。

それで、これは昭和三十五年に出された「当面実施すべき税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明」の資料によれば、当時は租税特別措置を受けている大法人と中小法人、大法人の場合には百三十六社、中小法人の場合には三百社をとって、それぞれサンプル調査をやった。その結果、各特別措置でどういうふうな軽減措置になって、総計して総所得と課税所得との比率がどうなっているか。この数字によれば、大法人の場合には、総所得が一〇〇%であるのに対して課税所得は七九・五%、中小法人の場合には、総所得一〇〇%に対して課税所得は九一・二%、したがって、租税特別措置を受けた後における課税所得は、大法人の場合にはこの軽減率が非常に大きい、こういうふうなことが三十五年のこの調査で出されておるわけでありました。

それから、同じその三十五年の調査の中には、これも中小法人の場合と大法人の場合でそれぞれ産業別に、たとえ中小法人の場合には、石炭販売であるとか、窯業であるとか、アンテナ製造であるとか、練炭製造であるとかというように、非常にこまかくそれぞれの業態別に、総所得と特別措置を受けた後における課税所得金額がどのくらいの率で軽減されているか、それから大法人の場合も同じく機械であるとか、紙であるとか、鉄であるとか、電機であるとか、電力であるとか、こういうふうなそれぞれの業態別、産業別に、総所得と特別措置を受けた後の課税所得の比率がどのくらい下がっているかというふうなことが、ずっと調査して発表されておるといことがあつたわけですが、こういうものを見ると、国民としてはこの租税特別措置の性格やあり方を議論するのに非常にものごとの性格が理解しやすいわけで、かつて昭和三十五年の段階でこうした調査や資料も発表されているというふうな実績があるわけですか

ら、その後ましてコンピューターとかいろいろな計算手段も発達してきているわけですから、これからの将来の段階においては、こうした親切的な調査と統計を発表していくというふうなことをぜひお願いしたいと思うわけですが、局長のお考えはいかがでしょう。

○高木(文)政府委員 その前に、当時のこの表は、特に税制調査会がこの種の問題を大いにその当時議論をされて、その機会に、特別に、サンプルではございますけれども、調査をいたして作成したもののようでございます。最近では、御指摘のように、いろいろの統計表を整備いたしますのにだんだん便利になってまいりましたから、そういうことはあえてサンプル調査をやらなくてもある程度できる可能性を持つてきております。今後とも、先般も申しましたが、四十九年度の改正におきましては税率の問題が非常に主体でございまして、税率の問題が非常に基本的な仕組みの問題が残っておりますけれども、税率水準の問題としてはある程度のところまでできておりますので、法人税の問題は、御指摘のように、今後はそういうタックスベースの問題、課税標準の問題ということにより重点が置かれていくべきであらうと思ひます。

したがって、私ども自身の仕事もそちらに重点が寄っていくべきことになると思ひますので、いま直ちにどういふ資料をどういふふうにつくり出すということはお答えいたしかねますけれども、私ども自身の仕事の都合もございまして、それから社会からの御要求もございまして、そういう角度でいろいろな資料を整備して検討していくということをお願いするものというふうに考えます。

○高沢委員 私はそれに関連いたしまして、これは国税庁に対するお尋ねになるわけでありまして、法人税の申告をするにあつて申告書の別表四というものがあつたわけでありまして、この別表四というものは、非常に詳細にこまかく、各特別措置の適用を受ける減額措置というふうなものの各

項目がずつと示されているわけですが、法人税法百五十二条には所得二千万円以上の法人の申告書の公示というふうな項があるわけですから、この二千万円以上の法人のその所得の申告書の公示をするにあつては、いま言った別表四のこうした項目をも含めた形で公表されるということになれば、私がいま主税局長にお願いしたという特別措置の関係等、非常に法人に關する税務の実態というものを国民は理解がしやすいことになるわけでありまして、そういうふうなことをぜひお願いしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○高木(文)政府委員 一つの御提案だとは思ひますが、現在の税法上のたてまえといたしましては、個人につきましても、法人につきましても、所得の全体の合計額といふものと、総計額といふものと、そういうものを公示するということが定められておるわけでございます。したがって、個人の場合でも所得一千万円以上の方に於いては毎年公示をしておるわけでございますが、その公示の内容といたしましては、所得の金額そのものだけということになっております。したがって、所得の公示がございまして、その中身が譲渡所得であるのか給与所得であるのか、あるいはまた、その他の雑所得であるのかというように、あるいは株の譲渡益というふうなものについて申告があるのかないのかというように、あの数字を見ただけではわからないわけでございます。

それをどの程度明らかにするのがよろしいのか。要するに、いまの所得の公示制度というものは、所得の公示を通じて一種の間接的な、何といひますか、納税者に対してその責任を求めるといふ趣旨から制度が仕組まれていると思ひますが、それをあまり微細に表現することになりますと、今度はそれを見て他の方が、だれがどういふ所得を申告をしていないではないかということ、それを利用して攻撃が行なわれる。その接点をどこに求めたらよろしいかということは非常にむずかしいわけでございます。

法人についても、事情は同様でございます。あの意味から申しますならば、そういう点を明らかにして、そして企業がきちっと経理をするように、また他から見てもそれがガラス張りになるようにということが、御指摘のような観点から申しますれば、一つのよろしいことだともいえるわけでありまして、同時にまた、その微細な点に至るまで大衆の目に触れるようにすることがいいのか悪いのかというあたりは、なかなかむずかしいところでございます。この公示制度につきましても、御存じのように、戦後明らかにしまして、ずっと今日に至ってはおるわけでございます。昔は、御存じのように通告とかいろいろな制度がありまして、脱税の通報をした方には報償金を出すというようなことまでやっていた時代もありました。時代とともに変わって行くことはよろしいことではございますが、それをどの程度に公示することがよろしいのかということは、よほど慎重に御議論願う必要があるのではないかとこのように思います。

ただ、先ほど来指摘のように、何となく特別措置の姿がべールに包まれているように思われておりますので、その点は非常に遺憾でございます。それは何らかの形において明らかにしていかなければならない。ただ、企業別にそれを出すことがよろしいかどうかというところは、私がいま申し上げましたような意味で、よほど慎重に考える必要があると思うのですが、その前に総体として、あるいは業種別に、あるいは資本階級別にしようということ、そこらの実態をまず明らかにするということは、少なくともこの税の制度を健全に発達していくために私どもが努力をしなきゃならぬ点でございます。今後ともそういう努力については御趣旨に沿うようにいたしてまいりたい、公示制度についてはもう少しいろいろ検討をさせていただきたい、こういうふうに思います。

○高沢委員 私、個人所得の場合は、いろいろそういういわゆるプライバシーというような問題

があるので、これはそう一律な扱いはできないと思います。けれども、法人の場合には、まさにきうの大蔵大臣のことばじゃないが、自然人である個人とは違う。そして今日、法人の社会的な責任が非常に強調されているときでもあるというところから、一方では、例の証券取引法関係で有価証券報告書というふうなものや株式を上場している会社については義務づけられているわけでありまして、その制度とこの税の公示制度とを何か結びつけて、その報告書というものがこの税務という面で見ても国民に内容が理解できる、こういうふうな点を明らかにする措置がどうしても必要じゃないか、いま言った公示制度とプラス有価証券報告書の結合のところで何らかの措置があつていいんじゃないか、私はこう思いますが、御見解をもう一度お願いします。

○高木(文)政府委員 先般来と申しますか、ここ二、三年来、その種の議論がいろいろ強く各方面から展開されてきておりまして、御指摘のように、有価証券報告書にいたしましても、どうも少しわかりにくい点があつたり、誤解を招く点があつたり、債権者なり株主の立場から見てもっと知りたいことが明らかになっていない点があつたり、いろいろ思うように思ふわけでございます。そこで、一つの方法は、有価証券報告書の形を少し変えていくことができないだろうかといううなことで、内部のことでもございますから、担当局である証券局との間でも議論をいたしております。

それから、いまの御指摘は税のほうの問題でございまして、少なくとも特別措置のような特別の奨励制度の恩恵を受けた場合には、何らかの意味においてそれが公示されてしかるべきではないかというの、確かに一つの御見解と思ふわけでございまして、それを法人であるから個人とはだいぶ趣を異にするので明らかにする責任を企業に求めたまいし、そうでなしに、法人たると個人たるとを問わず、特別措置であるから、つまり奨励措

置であるのだから、特別な奨励をしてやっただから、それは明らかにしてもいいではないかという考え方もあるのではないかと聞いています。その辺のところは、高沢委員の御指摘の点は、私も目ごころから何かしなければならぬのではないかとこのように、くふうをする余地があるのではないかとこのように、これは若干個人的でございまして、そういう見解を私も持つておるのでございまして、まあ事務上の問題があつてみたり、企業側にどういう反応があるかというふうなことも考えてみなければならぬと申し、なおしばらく検討させていただきたい。御趣旨は私も非常によくわかります。

○高沢委員 その点の措置はぜひひとつ前向きにお願いをしたいと思ひます。

それとまた似たような性格の問題ですが、もう一度租税特別措置に戻りまして、これも私の手元にある古い「昭和四十四年度の租税特別措置による減収額の見積り概要」、これは当時大蔵省の主税局で出された資料ですが、これで見ますと、特別措置の各項目別に、配当所得の課税の特例であるとか、あるいは生命保険料控除であるとか、利子所得の分離課税、税率軽減の措置であるとかいうように各項目別に、その措置で減収になるその土台の対象になる所得はこのくらいで、そして減収額がこのくらいになるというふうな試算が示された、そういう例が四十四年度にはあるわけですが、私は毎年度の特別措置による減収見込みを発表される際には、その内訳としてこういう試算をいつもつけて出されるということが非常に必要ではないかという一つを一つ考えます。

それからもう一つは、年度の初めにその年度の特別措置による減収見込みというものは出るけれども、今度はそれが過ぎた後に、その減収というものが実績においてどうなったか、その決算というものが示されてない。これもわれわれ非常に知りたところであるわけですが、いま言ったような租税特別措置の各項目別の計算基礎というものがちゃんととらえられておれば、決算というもの

もまた当然出てくるのではないかと、こう考えるわけですが、そういう出し方をお願いしたいと思ひますが、これはどうでしょうか。

○高木(文)政府委員 ただいま御指摘になりましたように、見積り概要のほうは過去において御要請に応じて提出いたしましたことがございます。その後提出いたしておりますのは、実はその特別措置の性質上、項目ごといろいろなと推定値の正確度といえますが、そういうものに非常に差があるものでございまして、そういう点もありまして、率直に申しまして、一項目一項目の減収見込み額について間違ひなくこのくらいになりまして、ということでは推定をしていられるものと経済の状況が変わつたりいろいろ前提が変わつたりして、実際やってみますと相当狂いが出るというものもありまして、かえつて誤解を招いてはいけないというところもございまして、その後は提出を差し控へさせていただきます。最近には特に特別措置の問題は、また今後の重要課題になつてきていることでもございまして、高沢委員の強い御要求がございまして、そういう程度の資料である、予算の繰入見積りなどと比べますと、数字の精度がそれほど高いものではないというところをお含みの上で、ひとついろいろ作業して至急に提出させていただくということにしたいと思ひます。

〔委員長退席、松本(十)委員長代理着席〕
それから、実績のほうでございまして、これは各項目ごとに非常に事情が違ふのでございまして。たとえば、もともとこの見積りもののほうがかなり思い切つた多くの前提を置いた算定をしておりますので、その見積りも立てるときに置いた前提がこういうふうに変つたから、たぶん特別措置による減収実績もこんなふうに変つたであらうという程度の意味のものでございまして、貯蓄が非課税である、あの制度を実際に利用した人が何人あつてその総貯蓄額が幾らでというようなことを精密に全部集計を出すとしようとなつて

とになってまいりますと、これは不可能なことではないと思ひますけれども、事務量的に非常にはく大なものになりますので、これは実はごかんべん願ひたいと思つておるわけでございませう。そういう意味で、経済企画庁がよくやつております経済見通しを、あとになりましてもう一つの事情を織り込んで実績見積もりというふうなものを途中で出しますが、ああいう感じの、前提がこう変わりましたからひよつとすれば前にお出ししましたこの数字はこんなふうに変つては行かぬでございませうという程度の意味の実績の数字なら出せませうけれども、真の意味の実績というものはなかなか出せないわけでございまして、そこでそれにかえる方法として、当委員会でも二年間いろいろ御議論を願ひました末で、先ほどの昨年九月提出の数字のようないふ作業をやることにいたしましたわけでございませう。したがひまして、ただいまの御要求のうち、見積もり数字については至急作業をして四十四年と同じようなものを出したいと思ひますが、実績のほうについては、なお検討はいたしてありますが、どういふ形式でお出ししたらよろしいか、なかなか正確に出せませんということがありますために、いままでもお出ししてないわけでございませうので、しかし、御要請に可能な限りにおいて応ずるようにはいたしてまいりたいと思ひます。

○高沢委員 それでは、いまの局長の御答弁の線で、たとえば今度は四十九年度の、新年度の減収見込みというものが出るときは、去年の、四十八年度の減収見込みは現段階ではこういうふうになつておるだらう、こういうふうなものを今後あわせて出すようにお願いをしたい、こう思ひます。

そこで、次へ進みまして、消費者物価の上昇に伴う所得税の物価調整減税、この関係ですが、これは大蔵省の試算によれば、昭和四十八年度は消費者物価の上昇五・五%、こういう前提のもとに、それに見合う物価調整減税の性格を持つ減税部分は千三百七十億である、こういうふうに出し

ておられる。その四十八年度の所得税の減税額は総額三千九百九十一億、こういうことであつたわけですが、それがその後の物価の上昇は状況が変わつて、五・五%ではなくて、四十九年度の、この歳入予算の前提の主要経済指標の見通しの中では、四十八年度は年度平均としての消費者物価は一四・五%の上昇、こういう数字になつておるわけですが、そうすると、五・五%の前提で千三百七十億、こういう物価調整減税の見込みであつたのが、一四・五%に物価が上つたということになれば、それに見合う物価調整減税というものは、これはもう当然三千億をずっと大きくこえて、おそらく四千億くらいになるのじゃないかと私は思うわけですが、そうすると、去年の三千九百九十一億という所得税減税分というのは、全部物価調整減税の中で消えてしまつておる、こういうことになると思ひます。このことは、先般この委員会にお招きした参考人の学者の皆さんも一致して指摘されていたわけですが、そういうことからすれば、四十八年度の所得税減税というものは一体何だったのかということになると思ひます。

そこで、私たちもここで繰り返して年度内減税をやるべきだということを主張してきて、それはいまのところ、政府、与党はまだやるといふ態度になつてないわけですが、いま言ったそういう点からも、何らかのそうしたものを取り返す措置というものが当然なければならぬと思ひます、どうでしようか。この点は政務次官、政治的な性格の問題を含むと思ひますから、ひとつ大局的な立場の見解をお聞きしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 ちよつと事務的に御説明をいたしておきますが、私どもは毎年の所得税減税をなぜやつてゐるのか、四十九年度のような大規模な制度改正でないふだんのいわゆる課税最低限の改定等はどういう趣旨でやつておりますかと申しますと、それはやはり物価のことに非常に関心して置いて考へてゐることは間違ひない事実でございませう。しかし、必ずしも物価だけを考へておるわけではないわけではございまして、でき得

れば少しづつでも納税者負担を所得税については軽減をしていきたいと思います、累進構造の關係でぐあいが悪いということを考へておるわけでございませう。したがひまして、毎年の課税最低限の改善率は、消費者物価の上昇率よりは上回つたものにしておるつもりでございませう。したがつて、課税最低限と物価との關係は、四十八年度のように見込み違ひになりまして、やや長期に見ていただければ、どうしても改善をしないといふ悪いといふものではないと思ひます。

ただし、御指摘のように五・五が一四・五%になりますと、四十八年度に關する限りは、私どもが考へておりましたことと見込み違ひが起つてゐることは事実でございませう。それじゃ直ちにそれを手直しすべきかということになりますと、やはりそれは三年間なり五年間なり、ないしは十年間なりということでは、やや長期に見ていただかなければならぬわけでございまして、そういう意味で、経済政策的な見地もあり、いわゆる四十八年度の減税の手直しが必要である、必至であるといふふうには考へていないといふのが事務的な立場での考へ方でございませう。

○中川政府委員 御指摘の問題は、確かに国民の中に、また政治の中でも非常に強い主張のあるところでありまして、昨年の税制審議のときにも、見通しの五・五%を上回るような場合は年度内にも調整減税をやる、やりたいという答弁を愛知大蔵大臣がしてゐることも事実であります。そこで、昨日も議論したのでありますが、愛知大臣も年度内減税をやるべきではないかという気持ちがある、そこで物価を抑へることに最重点を置くべきだということにし、減税については四十九年度にまとめてひとつやるという方向に変わりました、愛知大臣自身も、年度内減税は思ひとどまつた。

あとを受けました福田大臣も、確かにそういうことも考へなければならぬけれども、たいへんな異常事態であるのでということから、物価を

押へるための緊急避難といふものに取り組みました。そして御承知のような金融の引き締め、財政の繰り延べ、そして四十九年度予算編成にあたりまして、財政の圧縮、特に物価に直接影響いたします公共投資といふものを思い切り削減する。金額的には前年同額程度ですが、実質的な仕事としては二割前後圧縮されるというような思い切つた予算を編成するなど、緊急避難としての措置をとりました。

そこで、最近においても物価調整減税をやるべきだといふ意見があり、私たちもその気持ちはわかるのでありますが、私どもは政治家として考へる場合に、税金を納められておる人は三万円なり何がしかの調整はできても、税金を納めていただけない人のこの面はどうするかといふことを考へますと、これは手の打ちようがない。どちらかといふと、低所得の方々がほんとうにたいへんな被害を受けてゐるわけでございませう。低所得といふのは税金を納められない方々、こういう人に対してできるだけのことをしなければならぬといふ立場も考へますと、にわかに年度内調整をとり得ないといふところから、しばらくごしんぼう願つて、そのかわり新年度からは思い切つた減税をすると同時に、物価についても大体鎮靜ムードが出てまいつた、そして必ずこの七、八月までには物価を抑へるんだ、そして国民の皆さんには御迷惑をかけないようにする、この際はひとつ国民にもがまんをしてもらわなければいかぬ、そして長期的には物価の吸収は税金でやる、こしはしばらくはひとつごしんぼう願つて、この元凶である物価を抑へることに御協力を賜りたい、こういう考へ方でありませう。

○高沢委員 去年がそういうことになつて、四十九年度九・六%という消費者物価の見通しになつておられますが、そこで、何とか抑へ込むために全力をあげておる、こう政務次官は言われたわけですが、万一また今年度がその九・六%をこえて、さらにまた消費者物価が上つたといふふうな事態になつた場合には、いま局長は少し長い目で見て

くれと言われるわけですが、もう何年かにわたってそういう事態が連続するということになれば、これは国民からすればどうにもがまんのならぬこととなるわけですから、今年度そういう事態になつたら、これはもう必ず年度内調整減税をやります、こういうふうにご答えるべきではないかと思ひますが、どうですか政務次官。

○中川政府委員 私、これはもう絶対そういうことはさせないということに上命令にしなければいけません。消費者物価が九・六を上回るようなことが引き続いて行なわれる、このインフレ傾向が二年、三年にわたって続くというようなことは絶対やってはならないことだし、あり得ないと思ひております。その証拠には、だんだん鎮静化してきたというふうに見えておりますし、必ず鎮静化する。ただ、この場合、石油という異常なものが重なつてきた。昨年の財政も少し大き過ぎた。そして、鉄やセメントや木材が昨年の春ごろから品不足を生じた。そして、買い占めというやうなものの上に重なり、諸外国の事情も入つてくる。さらに、国民の中に買い占め、売り惜しみというものが商社のみならず発生した。その上に石油という問題が重なつて、猛烈な火の手をあげてしまつた。こういうことで国民の皆さんに御迷惑をかけておりますが、これは二度と再び上がらないように、福田さんも政治生命をかけてがんばつておりますし、われわれも微力ながらそういうふうな方向でやつていきたい。

しかも、これからの財政は、かりに物価がおさまつたとしても、いままでのような高度経済成長ではなくして、安定成長というのを持っていかなければいけません。資源問題からいっても、インフレ問題からいっても、あるいは公害問題からいっても、すべてもう安定成長に持つていかなければならぬ時代でありますから、ますます物価問題で御迷惑かけることだけは、内閣といわず政治家全員の責任として防いでいきたい。

まあ、かりにそれでも九・六が上がつたときにはいかがかと言われますが、その物価の上がり方は

その他も考へて、そのときになつてみないと、いまから責任ある調整をやりますとかやりませんとか言い切れる性質のものではない、その時点でのインフレの状況、物価高の原因等を勘案して対処すべきことであらう、こういうふうにお思ひます。

○武藤(山)委員 関連して、政務次官、あなたはきのうおらなかつたから、大臣がどういふ答弁をここでなされたか知らぬのです。きのう、いまと全く同様の質問を私はここでやつたわけですが、そのとき、あなたの上司である大臣は、四十九年中のいつかの時期に、日は言わぬわけですが、いつかの時期には検討せざるを得ない場合があるかもしれない。そこで私は、いつかというのはいま予算を審議し、あるいは税法三法を審議しているこの時期に、大臣に時期を言えというのには酷かもしれぬ、しかし六月になるか七月になるか、物価の情勢というものの推移を見て検討するという意味だと私は受け取ると、そういう質疑応答がきのうあつたわけですよ。だから、あなたの言うように、物価は絶対上がらないのだ、安定成長だと期待ばかりを述べているのではなくて、現実の推移というものをやほりそのときには勘案しなければならぬという趣旨のことを言うべつたのです。もし疑うなら、速記議事録を写してきてもいい。同じ大蔵省の大臣と政務次官が、ニエアンスの全然違つた答弁をされたのでは困る。それはやはり物価情勢の推移というものを勘案して、いつの日か、いつの時期かという表現で大臣はやはり答えているのです。だから、それはやはり検討する時期があり得るということををはつきりしなければいけません。全くないことはいけません。

○中川政府委員 私もうそういう意味で言つたので、大臣もおそらく物価は下げられないとかいふ気持ちではなくて、下げたいという気持ちは私と何も変わつておらないと思ひます。しかし、それでも、いま言つたように、かりに九・六を上回るやうな、物価の鎮静が見られないという段階には、そのときには、そのときになつて考へてみなければいけません。

これはたいへんごまかい技術的な問題ですが、局長、昭和四十九年度の「税制改正の要綱、租税改正の要綱、租税及び印紙収入予算の説明」いう薄いパンフレットがあります、これの一九・一、九ページをあげていただきます、今度の改正案による給与所得者の所得税負担の軽減調べというのがあります、この表によつて百五十万円の年収の欄を見ていただきますと、一番下のところに軽減割合が一〇〇%と出ております。つまり年収百五十万円の夫婦子供二人、この人たちは従来四十八年度は二万九千四百七十八円の所得税を負担したのが今度はゼロになりますから、したがつて軽減割合というものは一〇〇%である、こういうふうに表示されているわけです。一方、一千万円という所得階層の人たちを見ると、従来二百五十六万九千九百円の負担をしたのが今度の負担は百六十五万八千四百五十円の負担になるから、軽減割合は三五・五%であるというやうな形で、つまり所得一千万円の人よりも百五十万円の階層の人のほうが軽減を受ける割合がずっと大きい、こういうふうな数字で示されているわけです。

しかし、別の視点で考えれば、この四十八年度の所得税を納めた二万九千四百七十八円という金額は、この百五十万円という所得階層に對しては一・九六という比率ですから、それがゼロになるということは、つまり軽減の率が一・九六軽減される、こうなるわけですね。それに対して一千万円のところの人は、去年の四十八年度の租税負担は所得の総額に對して二五・六九、それが今度は四十九年度では一六・五八になるわけですから、その軽減の割合は九・一一%というやうな軽減の割合になる。百五十万円の階層の人が一・九%に對して一千万円の階層の人は九・一一%というずつと軽減割合が大きい、こういう数字もまた出てくるわけなんです。したがつて、来年度からこういう表を作成される場合は、いまのような率も入れた表で作成をしていただくということになるとこの減税の実態が明らかになる、こう思ひますが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 このカッコの中にあります数字は、備考の2に書いてございますように、収入金額百円について幾ら納めていただいておりますかということを示す数値でございます。百五十万円の方は百円について一九九六銭ずつ納めていただいております、一千万円の方は百円について二十五四六九銭納めていただいております、百円当たり負担額というものでございまして、それで、ある意味ではいまおっしゃいますように、今度納めなくていいわけですから百円当たり一四九六銭安くなるということでございます。一千万円の方は百円は二十五四六九銭から十六円五十八銭になるわけでございますから、まあその差だけ、九円何がし安くなるということでございます。ですから、それは率ではなくて実額で幾ら減るかという意味でございまして、それはおっしゃるとおりでございます。いつも申し上げておりますように、納めていただいている額が多くなつて、同じ一割なら一割軽減でも軽減額の実額は大きくなるということとは、これはどうしてもそうなるわけでございます。

そこで、この表のつくり方は、そういう考えでもよろしいかもしれませんが、もともその率を示すものでございまして、率というのは収入金額百円当たりに対する額を書いているわけでございますので、そういうことを表現いたしますこと

は、それなりに意味はないわけではないと思いがすが、はたしてその必要があるかどうか。まあ幾ら安くなるかといえば、二十五円六十九銭から十六円五十八銭引いていただければいいわけです。いまお示しいただいた計算のとおりでございます。私もいま御指摘を受けますまでは、なぜここにその金額が書いてないかということをもつまじらかに研究したわけではございませんが、非常に長い間こういう表の慣例になっていっているのは、おそらくそれなりに意味があることであらうかと思ひます。御注意でございますから検討はしてみますけれども、やはりこの表にカッコがついていることがあるはいけないうちもしいのであつて、便宜百円当たりの額を打ち込んでしまったのでいままたいな御疑問が出るのかもしれないが、これは百円につき幾らになりますよというだけの意味のものでございまして、それでよろしいのではないかとと思ひますが、まあしかし、御注意でございますから研究してみます。

○高沢委員　つまり、いま局長も言われたように、百円についてこれだけということではパーセントでしよう、別なことばで言えば、要するに、所得に対する税負担のパーセントが百五十万円のところはいままで一九％であつた、それが今度はゼロになる。一千万円のところは、いまでも所得に対する税負担が二五・六九％であつたのが一六・五八％になる。したがつて、こういうパーセントの下がるその比率が高額所得ほど大きいじゃないかということをおし上げたわけですか。そういうことが示されるような表のつくり方をお願いしたいと言つたわけですが、そういう点はまたひとつくふうをされるようにお願いしたいと思ひます。

それでは、次に移ります。銀行局にお願ひしたいのですが、生命保険の問題について、私、若干お尋ねをしたいと思ひます。

いまインフレションが非常に進んでおるといふことで、インフレの中での生命保険のあり方というものが、非常に国民の間で論議を受けておる

わけでありまして。わが国の保険の実態を見ますと、昭和四十七年度末において生保の二十社合計で百二十二兆円という契約金額の総額になっておる。たいへん大きな金額であるわけでありまして。ところが、その保険契約をしている人の立場から見れば、最近の物価のたいへんな上昇によつて、たとえば五年前に保険契約をした人は、その契約金額は当然変わつていないわけですが、貨幣価値としてはもう五年間で二分の一に下がつてしまつておる。あるいは十年前に契約を結んだ人は、十年間で四分の一にもうこの価値が下がつてしまつておる、こういうふうな実態であるわけですか。こういうインフレの中における長期的な保険のあり方というのはいへん私は今日重要な問題であると思ひうわけですが、銀行局としてはこれに対する対策をどういうふうにお考えになつていらっしゃるかと、うことをお尋ねしたいと思ひます。

○安井説明員　御指摘のように、生命保険と申しますのは、基本的に二十年あるいは三十年という長い期間、一方で死亡等に対しますところの保障をいたしておりまして、その二十年、三十年後にこのお預かりした保険料をもつて満期の保険金を支払う、つまり実質的な要素も持つておるわけでございます。したがつて、長期間の貯蓄であればあるほど消費者物価の値上りに対してまして非常に弱いといわれておりますのも、御指摘のとおりでございます。

私もといたしましては、基本的にこの生命保険の保険料のお預かりしたものの運用につきましても、たとえば貸し付け金に回すとか不動産の運用に回すとかいうことをいたしておるわけでございますので、特にそれだけを他の貯蓄手段に比べて有利に扱うということもそれ自身むづかしいこととでございますが、少なくとも契約者のほうに不利を与えないと申しますか、少しでもインフレに弱いといわれております人に対しましての還元をしつたよからうといふことから、契約者配当の形で極力配当をふやすようにといふことを言つてまいつたわけでございます。四十六年度から株式

等のキャピタルゲインを財源にいたしまして、長期の契約に對しまして――長期と申しますのは十年以上の契約でございますが、特別配当というものをいたしております。さらに四十八年度におきましても、それをふやす方向でやっております。

〔松本(十)委員長代理退席、委員長着席〕

また、本年度におきましては、特にこういう異常な状態でもございまして、生命保険の経営者の立場から申しますと、一年限りの配当というのに對しまして非常に抵抗もあつたわけでございますけれども、さらに一年限りであつてもいいから配当をふやしたらどうかということで、現在、極力話をしていく段階でございます。

具体的に申し上げますと、昨年度は、四十七年度の決算では、配当が約四千億だつたわけでございます。それが去年と同じやり方をいたしまして、本年度の配当が四千五百億ぐらいになるわけでございますが、制度を改めまして、さらにそれに五百億ぐらい上積みをして五千万億程度にはいたしたい。まだ現在、業界のほうと話をしている状況でございますが、こういう形で契約者配当をふやして生命保険の契約者に報いたいといふのが私どもの考え方でございます。

○高沢委員　これは私、聞いた話で、外国ではそういうふうなインフレの進行に對して保険契約金額を何かスライドさせていくというふうなやり方をとっている国もあるというふうな聞いておりますが、それは一体どういうことでそういうふうなことができるのか、やつていけるのか。それからわが国でもそれをやる条件があるのかないのか、これはどういふふうにお考えになつておりますか。

○安井説明員　いま先生御指摘の生命保険の形といたしましては、変額保険といふのがございまして、通常私ども現在扱つておりますのが定額、つまり額が定まる保険でございます。たとえば三十年満期で百万円という額がきまると、その百万円は死亡のときでもあるいは満期のときでも保障をする、これが定額保険でございます。

これに對しまして変額保険は、資産運用を貸し

付け金等にいたしませんで、株式に運用するわけでございます。したがつて、満期が到来する、あるいは満期ではなくて途中で死亡するような者もございまして、少なくとも保険金を支払いますときに、その株式の運用したものにつきましてそれぞれの保険料の占めておるウェイトで割り直す、つまり金額が常に浮動するわけでありまして。つまり、株式が上昇期でございまして非常に額が上がるわけでございますが、逆に下がるときもあるわけでありまして。一昨年、保険審議会でも、この変額保険を日本でも採用することを考えたかどうか、しかも制度も、変額保険にいたしますと定額保険を持つておられる契約者に迷惑をかけてはいかぬわけでございますから、分離勘定をつくるとか、いろいろなことの答申をいただきまして、昨年の四月から大半の会社が定款等も直しておりますが、現在まだ実施に至つておりません。

いまいろいろ申し上げましたことからもおわかりのように、インフレに強いといわれておる状態です。株式というものは上がることもあるけれども下がることもあるわけでございますから、株式投資の運用成果を生命保険の形で返すといふものだということの認識が非常に大事でございます。その他実施上の問題点につきまして、いま業界でもいろいろ検討しておるのが現状でございます。

○高沢委員　わが国の社会保障が非常に不備であるといふことから、国民の大多数がこういう生命保険といふものに依存せざるを得ない現状になつておるわけですが、しかも、インフレは進行しておる。そこで、やればやるほど損をする。こういうふうな状態の中で、国民の損失を少しでも防ぐという立場から、たとえば損害保険のような掛け捨て方式というやうな形、したがつて掛け金も安くて済むというやうなやり方、あるいはまた、契約の期限を短期の契約でもつてつないでいくといふやうな方式とか、いろいろ考えられると思うのですが、こういうふうなことに對してはどういふふうに考えておられますか。

○安井説明員 先生の御指摘のとおりでございます。掛けて捨てての保険に對しますところの要望も強いわけでございます。現在、定期つき養老保険と申しておりますが、満期のときには百万だけけれども、途中死亡の場合には三倍保障とか五倍保障と申しまして、三百万とか五百万とかいう形での保険の種類がございます。それが十年ぐらい前には一、二割のウェイトだったわけでございますが、現在それが六割近くになっております。その意味では、非常に御要望に沿っていることになっておるかと思ひます。

また、各職場でございまして、職場保険といひますか、グループ保険といひるのは、大半が掛けて捨ててでございます。これも保険料が低くて保障額を高くするという形での御要望に沿っているものでございまして。

さらに、個人個人に對しましても掛けて捨てての保険を――昨年アメリカの保険会社が認可いたしました際に、アメリカの保険会社が掛けて捨てての保険を組みましたことが契機になりました。日本国内でも、現在、約十社程度が外務員あるいは店頭で掛けて捨てての保険を売っているようになっております。

それから、もう一つ短期の保険でございますが、これも現在五年満期あるいは三年満期のいわゆる貯蓄保険と申しますものも売られておりますが、これも先生御指摘のような線に沿ひまして、各保険会社のほうの要望もあるようでございますので、逐次認可をしていきたい、かように考えております。

○高沢委員 その生保の資産の運用ですね。これは二十社総計して大ワクでどんなような状況になっておりますか。

○安井説明員 四十七年度末の資産の総額が八兆二千億ばかりでございます。その中で一番多いウエイトを持っておりますのが貸し付け金でございます。五兆五千億で約六八%でございます。次ぎまして有価証券に對します運用が一兆七千億で二一%、あとその他不動産に對します運用は六千九百億ばかりで八・五%、大体このようなことでございまして、貸し付け金、有価証券、不動産というような順で運用いたしております。

○高沢委員 不動産が六千九百億ということでは番少ない、こういう形になっておりますが、実態としてみると、各生命保険会社は自らの子会社をつくって、子会社である不動産会社へ貸し付け金の金額を非常に大きく回して、そこで不動産の買付け、それからいろいろな開発、そうして土地の分譲、こういうふうなことを進めておる実態があるわけですね。

この面において、それが特に最近、日本列島改造論との関係で問題になっておる非常な土地の投機、それから土地の値上がりというものを進めて、今日住宅に困窮しておる勤労者にそのことが実は非常に大きなマイナスを与えておる、こういうふうな状況をつくり出しているわけですが、この生命保険の資金というものは、一体こういうふうな運用されることはたして社会道義的に許されるのかどうか、この点は大蔵省としては、どういうふうな考えでどういう指導をしているか、お聞きをしたいと思ひます。

○安井説明員 不動産に對しますところの資産運用につきましては、生命保険会社自身が投資いたします場合と、子会社を通じて投資いたします場合と、私どもも同様と考えているわけでございます。つまり、生命保険は、先ほど申し上げましたように、基本的に長期の貯蓄の分が多いわけでございまして、不動産に對します資産運用も、貸し付け金なりあるいは有価証券などの保有と同様に、保険業法上も総資産の二割以内は持つことを認められておるわけでございまして、たとえば現在各地で見られておるような貸しビルのようなものは非常に安定した資産運用になりまして、それが契約者に契約者配当という形で返るわけでございまして、望ましいと思つておるわけでございまして。

ただ、先生御指摘の最近の土地問題につきましては、生命保険会社も他の金融機関と全く同様でございます。四十七年の十二月から、土地取得

関連融資につきましては、生命保険会社自身が行ないますところの土地取得につきましても、また子会社が取得いたします土地取得につきましても、地価抑制に十分に留意しようという指導をいたしております。また最近におきまして、個別にいろいろ相談がございまして、たとえば宅地造成用その他の住宅開発関係投資につきましても、地元の公共団体の開発許可見込みがあること、あるいは地元の地域開発公庫との調和ということも考え、かつ良質低廉な住宅の供給を目ざすような土地取得に限るようというものを個別に指導いたしております。先生御指摘のように、少なくとも生命保険会社が土地を買って、それが地価騰貴になることのないようにということをや強く申し述べておるところでございます。

○高沢委員 そういふふうに説明はされるわけですが、実態は決してそうではないわけであつて、いま国民の中で、そうした自分たちが非常に苦勞して掛けておる生命保険の掛け金が、結局、回り回つて自分たちを苦しめるための資金に活用されておるといふようなことについては、非常な疑問と怒りがあるわけですね。

先般、いわゆるいまの国民春闘の中で、春闘共闘委員会の代表が、そういうことを踏まえて生命保険協会の代表とも話し合ひをしておる。その際に、いま言った土地なりあるいは建物なり、こういうふうな不動産の生命保険会社所有の実態を知りたいといふようなことで問題が出されたわけですが、その場所での生命保険協会の古川専務理事の答えでは、それはお答えがでない、そのことについては検討してもらいたいといふような答えになつておるわけですね。その点は保険業法で見ると、八十二条、八十三条で、八十二条では、生命保険会社は三月末日に帳簿を閉鎖し、總會を終了した後、その財産目録や貸借対照表あるいは事業報告書、損益計算書、基金の償却、基金利息の支払ひ、準備金それから利益、剰余金配当に関するそうした報告を主務大臣に出さなければならぬ。それから八十三条では、保険の契約者あるいは

は被保険者、保険金額を受け取るべき予定者、こういう者が求めた場合には、保険会社はそういうふうな資料の閲覧を認めなければならぬ。あるいはそういう書類の謄本や抄本を出さなければならぬといふようなことが規定されておりますが、この規定が文字どおり活用されて、そして、保険会社のあり方に対する国民の疑問が、そういうふうな資料を得ることによって解明されるというふうなことがぜひなければならぬと思ひます。この点については、保険会社がそうした国民の側からの要求にこたえて、必要な資料をこの法律の規定のとおり出すように、こういうことはひとつ大蔵省側で十分指導される必要があると思ひますが、どうでしょうか。

○安井説明員 先生御指摘の条文に書いてございまして、法律上定まつておることでございます。十分指導してまいりたいと思ひます。

○高沢委員 この生命保険業務と独禁法の関係でお尋ねをしたいと思ひます。

損害保険に關しては、保険業法の十二条の三で独禁法の適用除外といふふうなことになっております。生保に關しても、これははっきり法文上独禁法の適用除外といふ形にはなつておりませんが、大蔵省の指導で各生保の会社が統一されるというふうな実態になつておることは、独禁法の適用除外といふ姿に實際なつておる、こういうふうに見ていいと思ひます。

これは、いわゆる保険関係の専門家の間では、船団行政といふふうなことがあるのでありまして、二十社の保険会社が一つの船団を組んでそろつて進んでいくには、一番船足のおそい船に速度をそろえるといふようなことで、経営内容の一番弱いところをそろえた指導がなされておる。そうすると、強い条件を持った会社は、そのことによつて非常に有利な条件を得るというふうなことになるわけですが、いま言ったようなインフレ情勢といふことも含めて、国民の側からすれば、より安い、そしてより内容のいい保険が提供される

ということが非常に望ましいわけであって、そういう意味においては、むしろ私は、いまの情勢では、政府側の指導としてはある程度二十社の中に公正な自由競争的なものを促進して、そういう競争の中で、よりよい、より有利な保険が国民に提供されるというように促進すべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○安井説明員 先生御指摘のように、護送船団行政というふうなことをいわれたこともございます。ただ、昭和四十四年に保険審議会でご議論ございまして、効率化答申と申しておりますが、企業の経営内容を効率化することによって、それを保険料なり契約者配当に反映させるようにという答申をいただいたわけでございます。

その後、たとえば昨年度の配当を見ておりまして、二十社でございすけれども、配当の金額は、たくさん種類がございすから、その中の一つのモデルで試算してみますと、十種類ぐらいにすでに配当も差がついております。私もむしろ、ことしも各社の配当の見込みをお出しただきましますに、各社ごとにお出しただいて、会社の内容を見ながら、上のほうへそろえて少しでも多く配当をするようにしたらどうかというような指導はいたしておりますが、逆に低いところへそろえるというふうなことは全くだしておりません。先生御指摘のような形で、契約者のほうへ利益を還元してまいりたい、こういうふうに考えております。

○高沢委員 これも独禁法の関係になるかと思うわけですが、日本生命が第一火災の基金の九四・五％を所有しております。これは第一火災の場合には、基金が一口一千万円で、そして五千万の基金で合計五億円。その基金の九四・五％を日本生命が所有しております、こういうふうな実態があるわけですが、御承知のとおり、独禁法の十一条では、金融業を営む会社は、他の会社の株式の一〇％以上を所有してはならぬ。この場合には、株式についてではなくて、この第一火災は相互会社ですから、株式という形はとっていない。しかし、その基金

というものは、株式と全く同じ性格のものであるわけですから、その九四・五％を所有しておるということになると、これは明らかに独禁法の規定に触れるんじゃないか、こういうふうに考えるわけですし、それからまた、その第一火災と日本生命では、役員の関係が、第一火災の取締役会長が日本生命の取締役であるというふうな関係、またそういう相互関係が何人か重複しております。そういうことから見ると、この第一火災というのは、実態上、日本生命が損害保険を別な形をとって営業しておるということになるとすれば、これは保険業法の兼業を禁止しておる規定にも触れるんじゃないかというふうに考えるわけですが、この辺の実態及びそれに対する見解をお尋ねしたいと思うのです。

○安井説明員 第一火災保険会社は、先生御指摘のように、相互会社でございす。したがって、株式でなくとも基金になっておりますが、いま先生の御指摘のように、基金の九十数％を日本生命が持っているかどうかということにつきましまして、ちょっと手元に資料がございせんので、至急検討してみたいと思っておりますが、私どもの感じでは、基金でございすので、日本生命自身の株式と同じような形で支配権ではないのだろうと思っております。通常の損害保険会社の場合でございす。と相互会社でございす、この基金はほとんど償却済みになっておりますが、火災保険会社の第一火災の場合にどうなっておりますか、その辺は調べて後刻御報告したいと思っております。

○高沢委員 では、その点はひとつ調査をした上でお答えを願いたいと思っております。

それから、実態上のカルテル体制ですね、こういうふうな状態があると私は見るわけですが、それがあっても、非常にしかし激しい競争が各保険会社間で行なわれている。そういう競争が結局は募集業務、外務員にそのしわがもたらされておる、こういう姿になっていっていると思っております。そういう点から、この非常に激しい募集競争の中で外務員の労働条件というものは非常に悪化

しておりますし、その中にはある意味においては非人間的な、むちでたたき、あるいはニンジンでつる形で外務員に業績をあげさせるというようなことがどの会社でも促進されておるということ。今度はそれに對して外務員の側でも、何とか成績をあげたいということから、たとえば架空契約というふうなことで、あるいは無資格の外務員までが動員されるというようなことで、これはよく新聞などでも報道されている非常に多くの社会問題が発生しておるわけです。こういうことのある方は、私は根本的に正さなければ、保険というもののあり方というものがからいってこれは許されないと申すわけですが、この辺の指導はどういうふうになされておるか、お聞きしたいと思っております。

○安井説明員 ただいま先生の御指摘のように、外務員の問題が生命保険事業にとって最大の課題だと私も考えているわけでございす。外務員が一年間に相当数新たに入り、同時に同じ程度の数がやめていく状態、あるいはその外務員がとりました契約が、一年後には七六％程度しか継続をしていないというような状況があるわけでございす。こういう問題をいかにして直していくかということが、生命保険事業の社会的責任を果たす上で最も大事なことであり、このこと、この数年來、この業界に対しても強く是正方を求めているわけでございす。現在、保険審議会を昨年の十月から再開いたしましたので、議論しているわけですが、この四月以降は、生命保険につきましましては約三ヶ月ぐらい集中的に審議をして、一番先に手をつけることだというふうに考えているわけでございす。

○高沢委員 この点は、いわゆる労働基準法に触れるというふうなケースが非常にたくさんあるわけでありまして、そのことではぜひとも大蔵省当局としても、これに対する指導なりあるいは規制というものを強化することをお願いしたいと思います。

そこで、それに関連して、こうした架空の契約

というふうなものが非常にある、あるいは会社と会社の間で、契約の一方を取り消さしてこっちのほうに契約しないとかいうふうなことで、最近非常に解約がふえておるといふのが実態であると思っておりますが、この解約の実態というものが明らかであれば、ひとつここで示してもらいたいと思っております。

○安井説明員 いまの先生の御指摘になりました架空の契約と申しますのは、業界で作成契約といわれているものでございす。昨年六月にもある大手の保険会社が横浜で事件を起こしまして、警察の手も入ったケースがございす。架空の名義で契約を結ばば詐欺になります。実在の人物でも、本人の承諾を得ない契約を結びますと、私文書偽造になるというふうなことで、業界全体が非常に自顧をしなければいかぬというパターンになっていっているわけでございす。

それから、もう一つ御指摘の、ほかの契約をやって、新しい商品が売り出されますとそれに乗りかえをするという問題がある。これらの問題を含めまして、結果的に先ほど申し上げました継続率が低いということになってきておるわけでございまして、これらの改善が保険審議会でもたびたび論ぜられていっているわけでございまして、かつて昭和四十年には、この継続率が一年後に七〇・六％だったわけでございす。昨年四十七年度で、先ほど申し上げた七六％まで、わずか五・四％でございす。改善は加えられてきておるわけでございす。今後これには全力をあげて改善の方向に進めてまいりたい、かように考えているわけでございす。

○高沢委員 この生命保険の問題は、非常に含む問題点が多いと思っております。これからわれわれもまた研究して、いろいろお尋ねをしたいと思っておりますが、そういう内容の改善については、ひとつよろしく努力をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○安倍委員長 午後一時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時四十分開議

○安倍委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

すなわち、本日付託になりました武藤山治君外五名提出にかかる昭和四十九年分の所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

昭和四十九年分の所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

昭和四十九年分の所得税の臨時特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○安倍委員長 まず、提出者より提案理由の説明を求めます。武藤山治君。

○武藤(山)議員 私は提出者を代表いたします。ただいま提案されております昭和四十九年分の所得税の臨時特例に関する法律案につき、提案理由及びその概要を御説明いたします。

今日の異常な物価高騰のもとで、インフレによる所得と消費の減価に加えて、勤労者の税負担は急増し、勤労者の生活に深刻な打撃を与えております。そのため、勤労者、とりわけ低所得層の減税要求はきわめて強く、低所得層中心の大幅減税が強く求められているところであります。

しかるに、今回政府の提出したいいわゆる二兆円減税案も、その実態は、インフレ、物価高に苦しむ勤労大衆の救済を内容とするのではなく、給与所得控除の上限撤廃、高額所得層の税率軽減な

ど、減税の重点が高額所得層に置かれているものであります。この政府案は、すでに総合累進課税体系が崩壊し、高額所得層ほど税負担が低下している逆進の傾向をますます助長し、税の不公平を一層拡大するものであります。

したがって、本臨時特例法案は、物価高の中で勤労者の税負担の緊急大幅減税を行ない、生活費非課税の原則を貫くため、所得税は四大家族年収二百五十万円まで無税とするよう世帯構成に応じた税額控除を行ない、低所得層中心の減税を行なうこととしたものであります。

その内容は、第一に、昭和四十九年分の所得税については、現行税法で算出された所得税額から、それぞれ世帯構成に応じた税額控除を行ない、税負担を軽減することとしております。

税額控除額は、居住者につき二万五千円、居住者が控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、その控除対象配偶者または扶養親族一人につき一万五千円を加算した金額に、現行所得税法による所得税額の二二%の金額を加えた額とする。ただし、この税額控除には控除最高額を設け、最高額は居住者につき五万円、控除対象者が一人ふえるごとに四万円を加えた額とすることにいたしております。

したがって、四人世帯の場合の税額控除額は、七万円に現行所得税額の二二%を加えた額となり、控除額は、最高十七万円で頭打ちとなります。なお、これにより、給与所得者の場合、四人世帯で二百五十万円まで無税となります。

第二に、以上の税額と並行して、次の改正を行なうこととしております。

すなわち、内職収入については、控除対象配偶者の配偶者控除適用限度所得を、実態に即して引き上げることとし、現行十五万円を四十五万円に引き上げることとしております。これにより、パートタイムの場合は収入七十二万三千円まで控除対象者となります。

また、勤労学生控除についても、その所得要件を、現行三十四万円から六十万円に引き上げるこ

とし、これにより給与収入は九十万円まで控除適用対象となるよう改正し、寡婦控除についての所得要件も、現行百五十万円から三百六十万円に引き上げ、これにより給与収入では四百三十万円まで控除の適用対象となるよう措置いたしております。

以上が、本法案の概要であります。

何とぞ、御審議の上、御賛成賜りますようお願い申し上げます。

○安倍委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○安倍委員長 次に、内閣提出、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)議員 議題となっております租税三法について質問をいたしますが、最初にまず、昭和四十八年度の税制と物価問題との関係について質問をいたしたいと思うわけであります。

四十八年度の税制改正で所得税減税額三千百九十一億、平年度であります。そういう状態でございまして、これは消費者物価の上昇率が五・五%というところで、そういうものを前提にし、また給与の伸びというふうなものについても一七%というふうなことで推定をされたわけであります。が、その後の状況を見ますと、少なくとも五千五百億ないし六千億くらいの所得税における自然増収というものはあつたはずであります。そういう点から見まして、しかも、政府自身がこの物価の上昇率、実績見通しを改定をいたしまして一四%にしておる。これは単にそれだけではなしに、民間の有力な物価上昇率の見通し、こういうものなどを見ましても、少なくとも一四%—政府みずからが一四%というのは認めているわけでありまして、これが一五%にもなるだろう、こう

いうことはもう必至だろうと思うのです。

そうなりますと、物価調整減税というものが、そういう物価の見通しというもの五・五%から一四%ないし一五%くらいになるというふうなところから見ると、当時物価調整分というのは千三百七十億くらいで足りるというふうな試算が行なわれておった。ところが、これが倍以上に、三倍近くにもなるというふうなことになりますと、まあ一四%としても大体三千四百八十七億くらいの物価調整減税を必要としたということにならざるを得ないわけですね。そうしますと、すでに消費者物価が二月段階で対前年同月比二四%、そういう上昇率を示したという段階で、大々的に新聞にも報道されましたように、もはや実質賃金が四%減った、こういう事態にもなっているというふうなことも踏まえて考えてみますと、これは四十七年度はまさに税制の面における実質増税を意味している、そういうように理解をされるわけでありまして、主税当局はこの点についてお認めになりますか。

○高木(金)政府委員 毎度申し上げますように、毎年の税制は、物価だけでものをご判断するわけにはまいらぬということでございます。ただしかし、物価が非常に重要な要素であるということとは事実でございます。そこで、確かに四十八年度の税制改正の際には、経済見通しにおきまして、消費者物価の上昇率が五・五%だということをご前提としておりました。それが実績では、年度では一四%、暦年ベースでは一二%弱ということになりました。その意味においては、いわゆる物価調整減税として見るべき額が千三百七十億であるというふうに御説明申し上げておりましたけれども、それでは不十分でございます。年度ベースでいえばただいまお示しの三千四百九十億弱というものがそういうものとして必要であるということが言えることは確かであるかと思ひます。ただ前提をいたしまして、ただいま御指摘のように、いろいろ実質賃金減というふうな問題もございまして、しかし、現在の税制は必ずし

も物価だけで組み立てられているわけではなく、三年前、五年前、十年前と比較していただきますれば、全体としてかなり他の要素を考慮した改善が行なわれておるわけでございますから、ただいま御指摘のような面から見れば、明らかに当初考えておりましたものと実態が変わつてきたといふことは言えまされども、そのことから直ちにこのままでは何ともならぬ、なお四十八年度につきまして追加して税制改正を行なわなければならぬといふふうには、断定できないのではないかと申すのでございます。

その点につきましては、政府部内におきましても十分議論をいたしました。昨日他の委員との議論において応答がございましたように、予算委員会等におきまして前大臣が、場合によつては検討するといふことを申し上げた経緯もございました。十分に検討いたしましたけれども、昨年の秋の判断では、やはりこのような物価情勢の際に減税を行なうといふことは消費需要を刺激するといふ意味もございまして、必ずしも適策ではないといふことでそれを行なわない、そのかわり、また四十九年度の減税はかなり大規模なものであつてよいのではないかと申す前提で、今回の案を御提案しておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員　そういう点もあるからとめて四十九年度は大幅な減税をやるんだ、まあこういうことなんですけれども、いま私が議論しているのは、あくまで四十八年度のことなんですね。四十八年度では政府の改定見通し一四・四〇といふこと、これでおさまりそうもない情勢であることはもうだれしもがそう思つておるわけですが、これを日本経済研究センターの一四・八〇、約一五・五上がるだろうといふ見通しで計算をしてみると、物価調整の減税額は当然三千六百八十七億ぐらいにならざるを得ない。同じ計算方式ではじめてみて約三千六百八十七億ぐらいになるだろうといふことであります。それに対して、年度当初の減税額が三千百九十一億といふことになれば、これは明らかに五百億からの実質増税になつてゐる、物

価調整すら行なわれ得ないものであつたといふことだけははっきりすると思ふのです。

私は、この問題にあまり時間をとりたくないものですから、中川さんに聞いて先に進みますが、そういうものであつたといふことはこれはもうはつきり認められる。いまのところわれわれはそのことで年度内減税——年内減税でチャンス逸し、さらに年度内減税ももう物理的にそろそろ不可能といふような事態になつてこのことをしつてく聞くといふのは、年度内減税をまだやるチャンスはあるといふ意味も含めて、しかし、そうはいつてもなかなかむずかしい、もうタイムリミットも来ているといふようなことから、こういう実質増税をやつたといふようなこと、そういうものを四十九年度に持ち越しているのだといふ確認だけはびしとしておいてもらふといふか。そういう意味で、四十八年度はやはり物価状況との関連において税制は実質増税になつておるといふことはこういう数字からはつきりしていると思ふのですが、その点ひとつ認めていただきたい。

○中川政府委員　税が物価をすべて吸収する、それだけで仕組まれていることは御承知のとおりでございますが、やはり物価高を吸収するといふ数字を昨年でも明らかにしておりますように、そういうことも大きな配慮において減税が行なわれております。ところが、御承知のように異常な物価高によつて吸収し切れないうる所得者の生活が楽でない。実質増税といふことが当てはまるかどうかわかりませんが、実質の生活に食い込むものであつたといふことは間違いないと思ひます。そういうものを踏まえて四十九年度税制は仕組まれております。ですから、広瀬先生御指摘のとおりの実態であることは認めなければならぬと思ひます。

○広瀬(秀)委員　そこで、この四十九年度の所得税の減税の問題、税法改正の問題について触れまされども、これは大蔵省から出された資料でありますけれども、四十九年度税制、なるほど所得税を一兆四千八百十億ですか、差し引きて一兆

四千五百億といふ減税をやることにしておりますけれども、これがやはり高所得者減税が非常に目立つ減税になつてゐる。こういう点についての指摘は各委員から鋭く行なわれ、きのうも松浦委員から、それぞれの所得階級区分に従つての減税額、減税の率、それから減税による手取り額の増加といふようなことも数字をあげて質問があつたわけですが、私はごく大ざつぱに、この大蔵省の資料に基づいてお聞きしてみたいと思ひます。

たとえば一千万円のところで二〇・五〇の控除割合だ、五千万円のところで二一・一〇だ。なるほど控除の割合は減少をしております。さらにまた百万円のあたりで見ると、控除割合は五〇〇になつた。最低控除額五十万円の創設といふ新しい制度を設けたわけですから、そういうところで五〇〇になつてゐる。しかし、この控除の割合はなるほどそういうようにきれいに、なだらかに減少をしていくといふことになつておりますが、庶民大衆、国民大衆が問題にするのは、そして重税感、不公平感といふようなものは、控除のそういう専門的な率ではなくて、実際に控除される額が問題であるわけですから。

そうしますと、百万円のところで五十万円の控除である。ところが、三千万円のところでへいきますと四百五十万円に控除額がはね上がる。五千万円のところで六百五十万円になるというやうなぐあいに、控除額がものすごくふえていくわけでありまして、控除額には税金がからぬわけでありまして、この分は完全に税金から非課税部分になるわけでありまして、五千万円の所得者といふようなものは非常に限られた高所得者であつて、人数もきつて少ないわけですから。今日の物価上昇の中でも、五千万円からの年所得があれば、これはかなり優雅な、豊かな暮らしができるはずであります。しかも、そういうところには物価上昇といふものもそれほど端的に、シビアに響いていかなう。そういうところであるにもかかわらず、六百五十万円の控除をやるといふことの意味を一体どういふように主税当局としては理解をされて、昨年

までは給与所得控除額の頭打ち七十六万円、六百十六万円のところで押えておつたのを、野放しに青天井で一〇〇にしたのか。こういう点については、どうしても国民感情としても、また公平を求める理念的な国民の立場からも理解のできないところなのですね。重役減税だといわれ、あるいは社長減税だといわれるゆえんはまさにこういうところにあるわけでありまして、五千万円のところで六百五十万円控除をする理由といふのはどこにあるのですか。国民が納得できるようにひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員　その点につきましては先般来しばしばお答え申しておりますが、やや説明が混乱をいたしましたので、昨日、大蔵大臣から統一的に提案理由説明の補足説明を行なつたことで御理解いただけたと思ひます。すなわち、繰り返しになりますが、従来の制度は、給与収入が一定限度を越えたと給与所得額を増加させない、いわゆる頭打ちになつておつたわけでございます。このことは、従来の制度におきましては、給与収入が一定額をこえれば、こえた分についてはもはや追加的な必要経費のしんしゃくを与えなくてもよいのだという制度になつていたわけでございます。つまり、いま広瀬委員が御指摘になりますように、五千万円というやうな高額の給与収入者というものについては、ある額まではともかく、それをこえた部分についてはもはや追加的な必要経費のしんしゃくを与えなくてもよいといふやうな判断のもとに組み立てられていたわけでございます。

それで、今回大幅な所得税の減税の際に、特にサラリーマンの税負担の軽減を最重点といたしまして、税制調査会において給与所得控除制度の基本的な見直しが行なわれたわけでございますが、その際に、税制調査会の答申でもただいま御指摘の点についてかなり詳しく述べられておりますが、その要点だけを申しますと、いわゆる頭打ちにつきまして、事業所得者の経費は一定の収入に対応するところで頭打ちになつていふ考え方を

とっておりません、というのに対して、給与所得控除の場合には、勤務に伴う必要経費の概算控除と説明されているにもかかわらず、収入の増加に応じて何がしかの経費が増加するという事実を反映しない仕組みになっている。五千万円についても七十六万円とまわってしまふ、それ以上は見えないという仕組みになっているのはどうも理論的に不徹底であるというのが一つの理由でございます。

第二番目には、諸外国の例を見てもわかりますように、それぞれの実情に応じて、勤労性の所得と資産性の所得との負担のバランスにくふうをこらしてありますが、わが国の場合について申し上げますれば、給与所得控除の仕組みを活用いたしました、兩種の所得の実質的な負担の調整をはかることが一つの解決方法である。この二つのポイントなど各般の見地を総合いたしまして、給与所得控除の仕組みを基本的に見直す機会に頭打ちを廃止することに踏み切るべきだというふうに答申されているわけでございまして、私どもの考えております考え方も、この答申で説明されておりますところまで尽きておると思うのでございます。二つの考え方があり得るわけでございまして、従来は追加的な必要経費のしんしゃくをある程度額以上には与えなくてもいいではないかという考え方に立っていたわけでございまして、いろいろ議論の末に、いまのような判断から従来の考え方を改変しまして、やはりある程度他の所得とのバランスも考えますならば、収入に応じて、程度の差こそあれ経費がふえていくと考えるべきであらうという考え方に立つわけでございます。

○広瀬委員 なおその追加的な必要経費というのも高所得者になるに従ってふえていくであらう、こういうことですけれども、その追加的な支出というのは、まあある程度わからぬでもないけれども、それは具体的にどういふものですか。こういうものが追加的な支出として、しかもこれはもう当然そういう人たちに与えなければならぬ、納得の、税制上配慮をしなければならぬ、納得の、

さるようなものというのはどういうものが想定をされておるのですか。

○高木委員 政府委員 もともと給与所得控除とは何かということについて、主たる本質は必要経費の概算控除だということでは御説明いたしておるわけでございまして、それでは具体的に、サラリーマンが費やしております経費のうちでどういふものが必要経費として考えられるのかということの概念規定は、はなはだ不明確にならざるを得ないのでございまして。

勤務に伴う必要経費と申ししても、これはいろいろと勤務の内容によって違いましようけれども、ごく一般的なサラリーマンでいいますれば、やはりたとえば洋服代であるとか洗たく代であるとかいふものについても、一部は生活のために必要なものでございまいし、一部は勤務のために必要なものとなりましよう。また、いろいろ図書費であるとか、あるいはいろいろと自分で研修を受ける経費であるとか、そういうものもまたある程度は勤務のためのものである、ある程度はまたその人その人の趣味、娯楽のものであるということであらうかと思われまふ。したがって、研修経費なり図書費なりというものを一つとらえてみましても、その全部が勤務に伴う必要経費だとは言えないし、また相当部分は必要経費だということと言ひ得るのだらうと思ひます。

そういつたものを考えました場合に、今度はそれが、収入が百万円の場合にはどの程度が図書費として必要か、研修費として必要か、また教養を高めるためのものもろの経費として必要か、収入が二百万円になったらそれは多少ともふえるであらうけれども、どの程度にふえるか、三百万円になったらどうかということ、それはなかなか証明し得ないわけでございまして。ましてや千万円の場合などは、千万円と五千万円ではどの部分がどういふふうに進むのだというところは、なかなかそこは説明といひますか、数量的にまた性質的に説明のつかないものでございまして。昨日の御質問でも大臣もお答え申し上げました

とおり、たとえば千万円の収入の人がどのくらい経費がかかっているということについて調査をしたのか、五千万円の人はいくら経費がかかっているという調査をしたのか、調査をしていなかったとするならば、調査をした上でどういふ法律を提案してはどうかという御質問をいただきました。大臣からは、いやそれが調査してもなかなかわからぬ、そこは概算的に踏み切るよりしようがないというところに現在のサラリーマンの必要経費というものの本質があるのではないかといい、まあそれ違いのようなお答えをいたしたわけでございまして、昨日他の委員にお答えいたしました大臣の答弁と同じ答弁を、私といたしまして、具体的にどんな性質の金額が幾らぐらいどこにあるのかということ、なかなか御説明できない性質のものだと思ひわけでございまして。

○広瀬委員 説明できないのが当然であらうと思うのです。まあ追加的な必要経費の増大というふうなことはいかにいふとしておいて、これはなるほど、地位が上昇し高給をはむようになれば、何ほどの必要経費の追加的な支出というものは増加していくであらうということは概念的には言えますけれども、具体的にどうだということになれば、その実態はどうしたって証明されないだらうと思ひます。しかも、そういう状態の中で、百万円のところと五千万円のところ、百万円のところでは一年分の必要経費が、五千万円のところでは一ヵ月五十万円ということで見られるわけですね。十二倍の状況だ。それだけのものが追加経費としてかかるのかというようにことを考えてみれば、それは青天井にして一〇倍控除というふうな制度を設けて、こういう具体的な金額表示になるとするならば、これはどう見たって不公平であり、いわゆる高所得者に対する優遇措置として行なつたという以外には説明のしようがないだらうと私は思ひます。研修のために、あるいは業務上の必要に際する交際費の支出というふうなことなどもいろいろ考えられるだらう、あ

るいは常時自動車を使用し、専属の運転手をその中から雇うというふうなこともあるかもしれない。しかし、そんなものは、大体その辺のクラスになれば、もう社用費で全部落とされていくに違いないのですよ。そういうふうなことを考えると、どうしたってそれをやつたということには無理がある、私はこのように考えるわけですね。

具体的に、合理的に、この十二倍の差、片方百万円ぐらいの低所得層は、ほんとに毎日満員電車にゆられながら、心身をすり減らしながら、しかもこの辺は若い層でありますから将来に向かつて一生懸命研修もしなければならぬ、勉強もしなければならぬ、そういうような層の一年分の必要経費の概算控除が、片方五千万円クラスの一ヵ月分の必要経費としての概算控除にしか相当しないんだ。これではどう考えても説明のつく道理はないと思ひます。

これを青天井に押しつたらどうかということ、は、前々からこの委員会でも議論されておりました。しかし、高所得者については、もういろいろな諸控除をそこまでやる必要はないじゃないか、控除の消去をやつたらどうかというふうなこともずいぶん議論をして、そういう方向で考えるんだということ、いままでずっと頭打ち、現行法では六百十六万のところと七十六万という限度額を設けて、それまでしかやなかったというところのほうをむしろ合理性があるのではありません。その限度額を若干引き上げる、百万なり百五十万なり、今度の減税の課税最低限の引き上げ率程度に頭を上げていくという程度はいいと思ひますけれども、こういう青天井、野放しの高所得者優遇の控除率を設定する、こういうことについてはどうしてもこれは納得できない。中川次官、この点はいかがですか。

○中川政府委員 確かに御指摘のようなことがありましたが、昨年まで頭打ちということになっておりましたし、そういう性質のものであるというところを大蔵省当局も答弁してきたわけでありまふ。しかしながら、一方では、一千万の人でも五

千万の人も経費が全く同じだという見方もおかしいのではない。やはり高所得者になれば、高所得者としての生活様式なりあるいは研修なりあるいは交際なり衣服なり、どれが必要経費かということははっきりしておりませんから、それがどうだということでは言えませんが、必要経費がふえてくることだけは事実でございます。その辺をもうそろそろ着目していい時期ではないか、こういうものは窮乏な時代にはできませんけれども、一兆数千億からの大幅減税をやり、特に免税点といえますか課税最低限を大幅に引き上げる、このチャンスならば、ある程度のものでいいのではないかといいことだからこういうふうな改正を行なったのでありまして、これは判断としておかしいという見方も確かに成り立つと思えますし、またこの際は、これくらいは取り入れてもいいのではないかといい判断を持つことも許されるのではないかと、こういう考え方であります。われわれとしてはこういう大幅減税のときには、少々給与所得額がふえた人にも概算的ではあります。すが経費を見てやろうということで改正に踏み切った次第でございます。御指摘の点は十分われわれも理解できるところであります、ひとつ今回のところはこれで御了承いただきたいものだと思います。

て経費を見ていくということで、納税者との間で実際の仕事はそういうことで進んでおる。直接的な経費である仕入れとかそういうことでなく、他の経費につきましてはある程度収入と経費のリンクというものが考えられておるわけでございまして、そういう面から申しますと、同じ千万円の収入のあるサラリーマンと自営業者というものを比べました場合のアンバランスが、片方が頭打ちであるということのために、収入階層が大きいほど実際の取り扱い上の差が大きいということが従来から問題であつたわけでございます。

ただ、従来は、先ほど御説明申し上げておりますように、また広瀬委員御指摘のように、収入が大きくなるからといって、多少とも経費がふえるにせよ、そのふえ方はそれほど大きくないのだからまあまあがまんしてもらうかという感じが、頭打ちになつておつたわけでございまして、それはやはりどうも理論的にもまた実際問題としてもなかなか説明のつくところではないというところでございます。おっしゃる通りに、同じサラリーマン相互間を収入階層別に見ますと御指摘のような面が特に切りかえにあたつては目立つわけでございまして、他のサラリーマン以外の所得者の場合とのアンバランスということも一つ頭に置いて判断をしたという、税制調査会の考え方なり私どもの考え方に御理解をいただきたいと思うわけでございます。

分だけよければというようになつてあつてはならぬ。そういうことの中で、この際はということがいかにそういう意味では反するのではないかと、そういう感じを私は持つただけども、この際はというあなたの感じはおっしゃる方の中で、どういう状況の変化があつたから、これがいままで七十六万の控除から五千万あたりのところで六百五万、三千万のところで四百五万というようにことが妥当性を持つと考えられたのですか、ことばじりをつかまえたようで申しわけないけれども。

〇高木(文)政府委員 確かに御指摘のように、従来の制度との対比において考えますと、同じサラリーマンの中の収入階層別の軽減の度合いというようなものを考えますと、おっしゃる面が非常にクローズアップされてくるわけでございまして。ただ、税制調査会の答申を引用して先ほど御説明いたしましたように、他の所得者とのバランスもひとつ広く考えていただきたい。事業所得者の場合で白色の場合に、収入に応じて経費を算定するといふことが実際に納税者と税務署との間で行なわれておりますが、その場合には、やはり五百万円、五千万の収入の方とでは、実際問題としてその経費の見方が違つておる。やはり収入に対応し

〇広瀬(秀)委員 私どもはどうしても理解ができないのですが、ただ気になるのは、中川さんのおっしゃられたこの際はというの、四十八年度と四十九年度でどう状況の変化が——課税のバックグラウンドというか、税制改正のバックグラウンドとしての状況の変化というか、何かそういうものを想定して、この際はという御発言があつたのだらうと思ひますが、この際はというのはどういう意味ですか。実は福田大蔵大臣自身も、もう自分だけよければというように時代であつてはならないんだということを国会の冒頭の財政演説でもおっしゃつておるわけですよ。自

〇中川政府委員 いえ、決してそうじゃありませんで、二兆円減税ともいわれる大幅減税をやるこの際という意味であり、しかも課税最低限が百七十万と国際レベルを上回る、こういう税制改正の際という意味でございまして、あまり減税のきないときには、そういう高所得者について目を向けるということではできませんけれども、そういった低所得者に対して手厚い改正を行なつた際にはという意味で去年からことしにかけての変わり方、そういう点をさしたつもりでございまして、自分だけよければという意味じゃない、みんながよくなるこの際はと、こういう意味でござい

点に十分こたえたというふれ込みであつたのです。最低控除額という制度を設けて、最低控除率としては四〇％であるけれども、それに該当しない低所得層について五十万円という最低控除額を設けた、これはもうたいへんな控除額の低所得層に対する優遇である、こういうように、主税当局としては、言うならば所得税改正における目玉商品のごとく宣伝をされてきたわけです。しかし、それがほんとうに今日のこの狂乱といわれる物価事情の中で、そしてまたそれに追隨して名目所得も上げざるを得ない、そうでなければもう生活が破綻するのですからやむを得ないことである、そういうような状況で、大蔵省自身の資料を見ましても、私どもが勤労未成年なんかは無税にしろという思想と実態が非常に乖離をしております。

〇高木(文)政府委員 確かに御指摘のように、従来の制度との対比において考えますと、同じサラリーマンの中の収入階層別の軽減の度合いというようなものを考えますと、おっしゃる面が非常にクローズアップされてくるわけでございまして。ただ、税制調査会の答申を引用して先ほど御説明いたしましたように、他の所得者とのバランスもひとつ広く考えていただきたい。事業所得者の場合で白色の場合に、収入に応じて経費を算定するといふことが実際に納税者と税務署との間で行なわれておりますが、その場合には、やはり五百万円、五千万の収入の方とでは、実際問題としてその経費の見方が違つておる。やはり収入に対応し

〇広瀬(秀)委員 私どもはどうしても理解ができないのですが、ただ気になるのは、中川さんのおっしゃられたこの際はというの、四十八年度と四十九年度でどう状況の変化が——課税のバックグラウンドというか、税制改正のバックグラウンドとしての状況の変化というか、何かそういうものを想定して、この際はという御発言があつたのだらうと思ひますが、この際はというのはどういう意味ですか。実は福田大蔵大臣自身も、もう自分だけよければというように時代であつてはならないんだということを国会の冒頭の財政演説でもおっしゃつておるわけですよ。自

〇中川政府委員 いえ、決してそうじゃありませんで、二兆円減税ともいわれる大幅減税をやるこの際という意味であり、しかも課税最低限が百七十万と国際レベルを上回る、こういう税制改正の際という意味でございまして、あまり減税のきないときには、そういう高所得者について目を向けるということではできませんけれども、そういった低所得者に対して手厚い改正を行なつた際にはという意味で去年からことしにかけての変わり方、そういう点をさしたつもりでございまして、自分だけよければという意味じゃない、みんながよくなるこの際はと、こういう意味でござい

そして、もうすでに昭和四十九年度に採用されることしの三月卒業生の初任給がはつつきまゝりつつありますが、高校卒業生でもうすでに六万二千円から六万三千円というのがどんどん出ておるわけでありまして。これが十月月といひまして六十三万円、四月からもうわけですから、九カ月で六、九、五十四で五十四万円になる。それにさらに三カ月くらい六万何千円ボーナスをもらう、これは四月から入つたとしても正規な職員で入るわけですから、三カ月くらいは初年度でも

らう。これは最低の率ではあろうけれども、その辺になるということになりまして、五十四万円に十八万円というように、もうすでに今度の独身者の課税最低限七十七万円というようなもの、これは軽く突破してしまふ、こういうことになる、この四十八年度の高校新規卒業生の次年、就職の翌年では、もうすでに八十七万円七千円になっているというように、おそくこととしては百万円になるのじゃないか、百万円をこす、こういうような状況である。

それから、中学卒業生の場合でも、就職の翌年、いま四十八年度で七十七万円七千円になっているわけですから、これが三〇%までは上がらないにしても、かりに二〇%上がるとしても九十万くらいにはもうなってしまうわけですね。そういう人たちに對しては、今度のせつかくつくったこの五十万の最低控除というものはほとんど有効に働かない。みな就職の年からも課税の対象になるし、これは課税額としては若干少ないけれども、そういうことになる。そうして、もう中学卒業生も、高校卒業生も、十八ないし十九歳あるいは十六歳、十五歳というところから税金を納めるという状況は解消しないわけですよ。そういうところには、まあたかいたか思いやりのある配慮というものがなされないで、一方において、そういう高所得層優遇をやった、こういうことが何ともども、幾らあなた方がこういう大幅減税をやったのだからという説明をしようとも、納得のできない大きな原因がある。

この辺のところは、どのようにこの四十九年の初任給の値上りを想定され、また、これは中学生、高校生両方について、どのくらいの初任給でどのくらいの年間給与額になるか、ボーナスを含めてどの辺の見通しであるのかということを説明して、これでこの五十万円の最低控除額でかなりカバーできるのだという証拠があったらお示しをいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 たいだいま私どもが試算しております数字をベースにしてお尋ねでございませ

たが、まさにその数字のとおりでございまして、中学新卒者につきましては、昨年までは、わずかに九カ月の勤務でございまして大体五十万をこえる収入がある、それに対して課税最低限が四十四万でございまして、大体六割から七割くらいの方が初年度から課税対象になるということであつたわけでございます。先ほどお示しの数字からいいますと、中学新規卒業生を例にとりますれば、大体六十三万円くらいが平均のところの就職初年度の収入ではないかと推定しております。

これはしかし、初任給水準はどういうふうに変つてまいりますか、この春の賃金のきまり方でもまた変わってくるかもしれないが、まあ六十三万とか六十四万というところになるのではないかと推測されますので、そういたしますれば、本年のいわゆる最低保障制度を五十万円にいたしましたこととの関連で、初年度の課税最低限は独身者の場合七十五万円になりますから、大体平均の方ならば十分カバーできますし、おそく中学新卒者の三割とか三割五分とかいう方が課税対象になつてくるということであらうかと思ひます。

御指摘は、それでは不十分であつて、それでは平均的な人の場合でも高校卒業生であれば二年目からは課税になるではないかということであらうかと思ひます。その点は、私どもも、とても今回の改正で一挙にそこまで解決するまでは改善することができなかったわけでございます、気持ちといたしましては、非常に進学率が高まつております際に、中学卒業直後に就職、高校卒業直後に就職という方について、あまり課税人員が多くならないようにということは今後とも考へてまいりたいと思ひますが、それはやはり年を追うて改善をしていくということであつて、なかなか一挙に改善できないということでございます。

それにいたしましても、従来から比べますれば大体四十五年ぐらまでは、平均的な収入の方でありまして、そして就職初年度でありまして、中学卒業の方についてすら課税になるようなことになつておつたわけでございますから、そ

の意味では、ここ数年いろいろの御指摘を受けましたゆがみといひますか、そういうものを相当程度改善できたというふうには考へているわけでございます、御指摘の点は、将来の問題として、なお引き続き検討させていただきたいというふうな考へます。

○広瀬(秀)委員 将来に向かつて引き続き検討をするというところから、この点について私もこれ以上深く追及しませんが、しかし、いづれにしても、昭和四十九年度中学卒業生、十五歳からそれだと思ふのですけれども、この人たちがかううじて今度の措置でカバーできるかどうかというボーダーライン、一部には中学卒業生で、十五、六歳のところでも課税の対象になる人たちがあつてくる。これは家庭的にも進学ができないという人々もあるし、そういう金の卵といひわ

れて就職戦線に入っていく人たちが就職の年から中学卒業生ですら課税対象になるということが、確かにある程度はカバーされる、これは認めますよ。しかし、それすらオーバーする場合もあり得るというものでしなかつたということ。それから高校卒業生は、四十九年度ほとんど軒並みやつぱり九カ月しか勤務しないという就職初年度においてもおそくオーバーしてほとんどの者がかかるであらう、課税対象になるであらう、こういうことだと思ひます。もう次の年度になつたら全然問題にならない。これは就職初年度になつたら全然課税になる。そういう数字がはつきりしているわけですよ。

だとするならば、昭和四十九年度において、先ほどのような高所得層にきつめて有利なものを減税額全体が大幅であるということからこの際という形でやるよりは、この辺のところにもう少しあたたかい配慮というものをやるべきであつた、こういうふうに思ふのですが、来年度もこういう私どもがずっと主張をしてまいりました特別の最低控除額というようなもの、五十万今度設定されたことは一つの前進ではありますけれども、来年もこれは実情に即して、そういう中学卒業生あ

るいは高校卒業生の初年度あたりには少なくとも税金がかからぬ、所得税の対象にならぬという程度のもので具体的に、たとえば最低控除を本来ならば四十九年度から八十万ないし百万くらいに設定するということにしようかと思ひます。まあこういう人々には百万くらいのところまでは絶対課税対象にならぬように配慮するという形で、百万あるいは九十万、幾ら低くても八十万くらいにすることにしようかと思ふのですが、そういう方向で検討をされるというおつもりであるのかどうか、中川政務次官からお答えをいただいて、次の質問に入りたいと思ひます。

○中川政府委員 先ほど広瀬先生からお話があつたように、いままで二〇%であつたものを四〇%ということに引き上げ、しかも最低五十万という、これは相当画期的な改正でありますし、結果として出ました初年度七十五万円というものを昨年度の四十三万九千円に比較いたしますと、六〇%のアップになつております。ここでもいまちよつと簡単に計算してみたいのですが、平年度で言いますと七十七万八千円は昨年度の四十五万一千円に比較して約七〇%ですから、六、七〇%のかさ上げをしたということでございますので、この点は相当張り切つた。

しかし、広瀬先生御指摘のように、まだ未成年者の中高卒の方々に税金のかかるという点については決して自慢できたものではありせんので、ことしはかなりやりました、引き続き先生御指摘の趣旨を体して、未成年者には税金がかからないというぐらひまでの方向に持っていくように努力をいたしたいと思ひます。一方で言うならば、いま日本の給与体系もずいぶんよくなつたといふふうにも思ひますが、よくなつた上に税制もさらに完備していくということが必要なことだと思ひますので、検討させていただきます。

○広瀬(秀)委員 大体、答弁が満足とまではいかなくとも将来を期待できる答弁であつたと理解を

して次に進みたいと思いますが、ただ、日本の場合に、それだけ所得がふえたということは、OECDあたりでも日本の物価は世界一だと全世界から認められているという状況の中のことですから、実質所得がどれだけふえているかということについては、むしろもうすでに二月段階では実質所得は減りました、こういう事態の中でわれわれは議論を進めていくことをお忘れなく、ひとつ十分考えていただきたいということだけ申し添えておきたいと思ひます。

それから、所得税の問題でもう一つ問題にしたのは、今回いままでの二十万から三十万に引き上げを見ました白色申告者の専従者控除額、これも先ほどのようなお話を、この際思い切つて引き上げました、こういうお答えがはね返ってくるに違いないと思うのですが、商売をやっている、まだ基礎も薄弱で資本らしい資本もない、夫婦かけ向かいという姿で商売をしている、こういうことで、だんなさんが仕入れをして、奥さんは常時店番をして一つ一つ品物を売っている。こういうような人たちが大体白色申告者に多いわけでありますが、一方において、同じような業態、しかし片方では青色申告を認められてやっていると、もう一方では、いわゆる天井が、制限が別に法律上もまた規則上もない、常識的な線で給与制というものが取り入れられている。それにもかかわらず、同じ業態にあるという中で、白色申告者の細君だからといってこれが三十万の控除にしかならぬ。これも二年ほど前には妻としての配偶者控除よりも実は十七万低かった。そういうような現実から去年引き上げをし、これはまた二十万から十萬円引き上げて三十万円ということになった。これも大幅にやったつもりだとおっしゃるだろうと思うのですが、これも青色申告における給与制というものの関係において、それから、これはまたパートタイマーといわれる、家庭の主婦が中心であります、そういう労働者の課税最低限というものが大幅に引き上がる結果になっている。こういうこととの関連からいいます。

で、もう商売をやめてパートタイマーで行つてやったほうがよほど得たという、そういうものの関連というようなものもあり、何としてもその点納得ができない。

私どもは、青色申告はやはり制度として伸ばしていきたい。それについては政策的にメリットをつけた、その気持ちはわかります。それは、そういうある程度の誘導措置というのが税制面においてもそういう方向を目ざしてずっときておるわけですから、それはわかります。しかし、あまりにも乖離が激しくなっているということからすれば、この程度のもものは家族専従者控除というところから給与制に移行して、これも青色申告で別に制限は設けていないけれども、この前質問に答えて、さきめて常識的な線で配偶者の給与というものが行なわれているということから考えても、その面ぐらひは一緒にしてやっても一向差しつかえないことではないのか。これが小零細企業に対する一番身にこたえるというか、ありがたみのある減税のやり方ではないかと思うのです。その点について主税当局のお考えをただしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 先ほど御指摘の、未成年者といひますか若年労働者といひますか、その問題は前国会でもたいへん御議論をいただきました、かなりいろいろ議論をした上で五十万という線をきめたわけでございます。

率直に申しまして、白色の専従者給与の水準をどこに定めるべきかということについては、それと対して考えますならば、私どもの内部の研究も十分詰まっていらないこととてございします。ただいまもちょうどお触れになりましたように、昨年までは白色専従者の控除額は基礎控除額より低く、扶養控除額よりは高くということであつたわけでございます。配偶者で白色専従者である方については、白色専従者控除はメリットがないという形になつておたつたわけでございます。今回、扶養控除額を基礎控除、配偶者控除の額と同額といたしましたということと関連いたしましたし

で、基本的に白色専従者の控除の制度をどのように考えるべきかということが浮かび上がつてきたわけでございます。

御指摘のように、外でサラリーマンとして、パートタイマーとして働く場合と、家の中で仕事をされる場合のバランスの問題ということは確かにあるわけでございしますけれども、さりとて、事業経営主体である御主人のほうについて適用になります。基礎控除の二十四万円という水準との関連も、これまた何とも無視するわけにはまいらぬではないかということも考えてみますならば、そういうパートタイマーといひますか、最低収入に近い給与所得者とのバランスをもつてこの制度を考えることもなかなかできにくいわけでございます。まあいろいろ考えました末に、かなり一つの踏み切りのような感じで三十万円という数字にして御提案申し上げているわけでございます。

しばしば、当委員会が先日来御指摘を受けておりますように、そこに一つの問題があることは私も承知はいたしておりましたが、またあらためて御指摘を受けたわけでございます。これにつきましては、制度的にどのように考えたらよろしいか。青色の問題は若干違ひまして、青色の場合には、実際に支払われるということが前提になつておるわけでございます。白色専従者控除というのは、払うとか払わぬとかいう概念ではないわけでございます。そこにも違ひがありますので、青色の控除額、実支出額によつて算定しております控除額に右へならえというのではないかと、うううに思ひます。これはいろいろな角度からもう一べんながめてみたいと思ひます。御指摘のような角度から指摘をされますと、確かになお問題があるということはよくわかるわけでございますので、ひとつ考えてみたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 考えてみるという御答弁であります、これは引き続き三十万を少ししたそれじゃふやそうかというようにことじやなしに——青色申告をやっているという場合に、ちゃんと月給袋に入れて、これは奥さんの分だといつてはた

して出しているかどうかということは、青申告はやつて帳面はちゃんとつけているけれども、その辺のところになると同じような実態なんですね、実際には、帳面がつけてあるかどうかというだけの差なんです。それで奥さんが、青色申告者の奥さんと同じように小売り商をやっている、八百屋さんをやっている。奥さんがちゃんと店に出て朝から晩まで小売りの仕事をずっとやっているんですね。

サラリーマンもなるほど二十四万円の配偶者控除、今度三万円上がつてこういうことになつたわけですから、これはもちろん、サラリーマンについても夫婦の二分二乗方式をとれ、あるいはまたもうとつておる国もある、そういうようなこともあるわけですが、そこに実際にその事業所得を得るために専従的に仕事をしている。明らかにそれは態様としてそういう姿が現実に表示されている。ただ税制上、帳簿をつけて青色申告をやるかどうかというだけの差なんです、常識的な線で給与性というものを取り入れていささかもおかしくはないし、もし不当な金額を計上してきた場合には、白色のことですから、ある程度否認をするということがあつても、やはり常識的なものについては給与性という形で認めていく、そういう方向に向かつて検討をされる、こういうお気持ちと了解してよろしいのでしょうか。

○高木(文)政府委員 ただいま申しましたとおり、一つは青とのバランスということも御指摘のように考えなければなりません。それから、一つはまた、外に出て働く方とのバランスということも考えなければなりません。しかしまた同時に、基礎控除、配偶者控除との水準の問題も考えなければならぬと思ひます。もう少しいろいろな角度からひとつ考えてみたいということ、今日の段階で、主としてこの角度から水準を

考えることにする、どの角度に主体を置いて検討いたしますところまではちよつと申し上げにくいわけでごいまして、率直に申して、いろいろな角度からの検討をお続けさせていただきたいところまで御了解いただきたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 十分質問者の意のあるところをくんでいただいて、前向き姿勢でひとつ取り組んでいただきたい、こういうふうに思ふのです、この点、次官いかがですか。

○中川政府委員 青色の問題との比較において、白色の問題は非常に微妙といひますが、税制上からいふならば、あるいは中小企業の健全な育成と育成を育ていかなければいかぬという気持ちがあるに強くなります。しかし、白色専従者はどうなつてもかまわぬというものではもちろんありません、いま広瀬先生から御指摘のような実態も、これは考えなければいけないところでありまふ。しかし、また別には、いま言ひました基礎控除、給与所得者の扶養控除とかね合ひというものは無視するわけにいかないという角度もありまふが、十分これは前向きというか、せつかく御指摘でございませうから、十分検討させていただきます。

○広瀬(秀)委員 十分検討して、実現をはかるように御努力をいただきたいと思ひます。

次に、もう一つ、これはもうすでに議論がだいぶ出ておるところであります、夜勤手当、いわゆる深夜勤務に対する増し賃金分については課税をしては相ならぬという主張が、この委員会でもずいぶん多くの人たちから主張されてきていふと思ふのであります。そこで、私もその立場で質問するわけですが、深夜にわたつて勤務をしなければならぬという業種が幾つぐらゐるか、そういうことで働いてる人たちがどのくらいの人数になつて、そしてそのいわゆる深夜増し賃金分、課税所得としての対象になつてゐる増し賃金分はどのくらいになるか、この数字をちよつと教えていただきたいと思います。

○高木(文)政府委員 恐縮でございますが、いまお尋ねの資料はたゞいま手元に持っておりませんので、もし必要であれば後ほど……。オフィスのほうにはございませうが、いま持っておりません。

○広瀬(秀)委員 では、資料はあとでひとつ届けさせていただきます。

そこで、深夜勤務者は、たとえば鉄鋼業で溶鉱炉の火を消さぬというようなことでどうしても必要だ、国鉄のごとく深夜にわたつて非常に長い国土を縦断、横断して走つてゐる深夜勤務者、あるいは看護婦さん、まあ代表的にはそんなところですけれども、そういう人たちがなければ、経済活動というのはいへんことになるわけでありまふ。そこで、深夜というものは、大体人間の自然の生活のサイクルの中では、普通ならば、いまのようにならぬものがある人間に對する財とサービスの提供として複雑に行なわれない昔ならば、みなも人間は寝る時間なんですね。その人間が寝なければならぬ時間——人間はそういうふうになつてゐるのですね。夜は寝る。それが人間なんですね。これはもうやむを得ない。動物で寝ないのもあるいはいるかもしれないけれども、ちゃんと夜は寝るのだというところは、人間生活の基本的な形態なんですね。

それに対して、人間が寝てゐるとき、しかも寝静まつてゐるとき、しかも肉体的に夜は寝るようになつてゐる人間が、そういう深夜にわたつて活動するといふことは、たいへんなエネルギーの消耗であり、人間生活にとつては非常な苦痛でもある。それをあえてやらなければ、今日の社会、経済の機構というものは円滑に動いていかぬという仕組みになつてゐるわけですね。おてんとさんが出てゐる間に働いてゐるという人たちが、まづつきりその点では違ふのです。だから、労働基準法でも、それに対する増し賃金というのをちゃんと出してゐるわけですね。そしてそういう労働者を確保する。これがおてんとさんの出てゐる間における労働と同じように課税の対象になつてゐるわけですね。

私は、せめてそういう非人間的な、あるいはまた家庭生活なんかについても非常に不便を来たすような、そういう勤務をあえてしなければならぬ人たちの増し賃金について、日勤勤務者と同じような立場で課税対象にしていくということとは、どうしても——これは非常にめんどくさいことはわかりませう、たくさん業種もあるだろうし、数も比較的多いから。しかし、その増し賃金分というものはそれほど巨額のものではない。税制上これを落とすところ、全体的にそれほどの減収になるわけでもないだろうと思ふのです。

その数字を正確に知りたかつたのですけれども、まあ調べがあるわけですが、それほど巨額にのぼるようなものではない。そういうことですから、たとえばそういう深夜にわたつて勤務をするようなところだんだん人が採りにくくなるといううなことがそういう面からも出てくるのではないかと。そういうことをやばりいまのうちから手を打つておく、そういう面で税制上も配慮をちゃんとしておくといふようなことが必要なことではないか、こういうふうに思ふのです。

これはいままで睡にふち当たつたような形で、前向きの答弁が全く得られないで推移してきてゐる。この点については、たいへんであつても、これは源泉徴収の場ぢやんとやるのですから、何千、何万、何十万という源泉徴収義務者がちゃんとその分は差し引いて税額計算はされるのですから、これはそういう税法だけつてやれば、別に徴税費がよいからというわけでもないのだし、そういうことになるだろうと思ふのです。そういう面を、あらゆる点を踏まえて、この際ひとつ踏み切つてみたらどうか。これは非常に政策的意義もあるし、今日の経済、社会を円滑に回していくためにも必要な配慮である、欠くべからざる配慮である、こういう立場で考えをただすわけですが、いかがでございませうか。

○高木(文)政府委員 深夜手当問題につきましては、かねてから非常に強い御主張が寄せられておりますし、私もたいしたしまして、それなりに

そういうものの持ちます意味というものは理解できるわけでございます。しかしながら、深夜に勤務するといふことは不自然でございませうし、またいろいろと、ある意味では経費もかかるというところでございますから、そういう意味において手当の面では何らかの配慮がなされるべきであるといふことについては十分理解できるわけでございますが、さて、これを税の面でどのように取り上げますかといふことになりませう、なかなか困難であるといわざるを得ないのでございませう。なぜかと申しますと、現在の給与収入についての取り扱いは、すべての収入につきまして、名目のいかんを問はず同様に扱うということにいたしておるわけでございます。それはたいへんかたくななようにお受け取りになるかもしれませんが、もしそれをしていろいろな理由によつて、いろいろな名目を出さずして手当を給与の中でのいろいろな税制上仕分けをするといふことになりませうと、本俸が多くなるよりは何か手当が多くなるほうが有利であるといふようなことに実質上なつてまいりますので、給与体系を混乱させるということになりますことがございませうから、そこで、現在のところ、おおよそ勤務に伴う収入につきましては一切区分をいたさないといふことで一貫してゐるわけでございます。

これはわが国だけの場合ではなくて、税での特殊性の問題でございまして、さればこそ、諸外国等を通じまして、一貫した取り扱いでございませう。その唯一の例外が、西ドイツにおきましてこのいまの深夜手当等の若干の問題でございませうが、これにつきましては、御存じのように、長い歴史がございまして、ドイツにおきましていろいろな勤務についての国民性といひますが、もの考え方といひますが、そういうものによつて形成されてきたものでございませう。しかしながら、ドイツにおきまして、わが国におきまして税制調査会に当たりますような機関からは、すみやかにこの制度をやめるべきである、深夜についての交代制勤務についての増し賃金に關して税法上特別

をとっているという長い慣例は、税制上も非常に問題があるのでやめるべきであるという勧告がしばしば出されておるといふ経緯があるのでござい

ます。
そのことで御承知いただけますように、この手当を、いろいろな特殊事情がございまして、他の勤務に伴うところの収入と区別するということは、ひとり税の問題ではなくて、給与のあり方の問題との関連が起りますので、税制だけの問題としてでなしに、なかなか問題があるわけでござい

ます。おっしゃるような、どのようなものを深夜手当とするかというのをきめさすれば、源泉徴収等の手続上、それらの勤務を求めている主はそれを承知しておればよろしいわけでござ

いますから、源泉徴収事務の上で何か混乱が起るというようなこともございませんでしようし、もちろん減税額といたしましてほとんど問題にならない、そんなに大きな金額のものではないのでござい

ますけれども、深夜手当だけということについて非常に問題がございまして、深夜手当に

関係して他のものもろの手当の問題がたくさんございまして、となつてまいりますと、いろいろ給与体系の問題に影響してくるということなのでござい

ます。
このことにつきましては、実は四十九年度税制改正にあたりまして、税制調査会の中におきまして、一部の委員から非常に強く主張もされまし

た。また、場合によりましては、関連企業の経営者サイドからかなり強い要請があったのでござ

いますけれども、これらの事情をいろいろ御説明をいたしまして、なお今後の問題として検討しようということになつておるわけでござい

ます。
〔委員長退席、浜田委員長代理着席〕
これはしかし、ただいまの広瀬委員の強い御主張でも私どもよくわかりますように、それはまた、片方から見ればそれなりに十分理由のあるところであると思つておりますから、これでだめだということ

で問題外というような態度で私どもは臨むつもりはないわけでございまして、何かうまい方法があればということは一

方において考えておりますから、今後もうそういう態度で臨みたいと思ひますけれども、私どものこれまで研究いたしました経験では、なかなか出口を見つけにくい問題である、きわめて困難な問題であるとい

う問題である、きわめて困難な問題であるといふ感じがしてならないわけでござい

ます。お求めになります御趣旨はよくわかりながら、私どもとしてはなかなかむずかしいという事情にござい

ます点
〇広瀬(秀)委員 前向きで検討するかのごとく、また否定的かのごとく、とりよ

うによつてはどうにもとれるような御回答で、私も主税局長の真意をはかりかねて

いるわけで、その分だけを取り出してということになると、ほかにいろいろな手当が確かにあります。たとえば高圧活線

手当、高圧の電柱によつて、そういう生きた線について作業をするという危険手当なんかも入る、それから高所作業手

当なんというのをおそらく主税局長の頭に浮かんで、とめどもなく広がつていくだろう、こういうお考えだ

ろうと思うのですが、そうして人間が命がけで働いてい

るという生活のサイクルをまるきりどんでん返しにする

ような仕事で割り増し賃金をもらつていて、いうようなもの

とか、そういうものはある程度広がりがあつても、これは

やはり通常の、朝八時から四時ごきまで、あるいは九時

から五時ごきまで、あるいは九時から五時ごきまで、

あるいは九時から五時ごきまで、通常の仕事の途中で稼

得される所得とは別扱いにして、それに対する非課税措置

というように、これを考へていくといふことは、これはと

めどもなく広がる問題ではないかと思ふのです。これは税

制の専門家として大蔵省がそういうことに踏み切るなら

ば、これはおのづから大蔵委員会の審議を通じて、また

税制の専門家である主税当局が、この程度にしよう

というところで常識的に考へてくるならば、そういう

ところでも満足しますよ。

深夜にわたって働いておるか、そしてそれに対する割増賃金がどういう状況になっておるか、総額でどのくらいになるのか、こういうようなことをある程度——これだけ、もう一切の手当の中でこれだけと私も限定する勇氣はあります。いまおっしゃったような深夜にわたる航空機の乗務手当だつてそれはあるでしょうし、しかし、そういうものも、それはそれなりの中です。深夜にわたって航行するというようなものを抜き出すことだつてできるわけですし、あるいは高圧活線の作業というようにどの程度のものかであり、どの程度の危険を伴うものであるかというようになことにしても、やはりヒューマンライクな立場でひとつ実態を調査するというようなことをやつて、どの程度にしようかというように、これは主税当局みずからそのくらの努力はやつてもらいたいというように考えるわけですが、そういう気持ちというものはございませうか。そういう中からきりぎりしは上げて、この深夜業務に対する手当というものを課税対象からはずしていくという方向が打ち出されてきて当然しかるべきであらう、こういうふうに思うのですが、いかがでございませうか。

○高木(文)政府委員 まあこの各種の手当問題というのは、給与問題の中で非常に重要な問題でございませう。人事院等でも絶えず研究をいたしておられますし、私どもの主計局給与課でも若干の資料は持ち合わせております。そういうこともございませうから、ひとついま広瀬委員指摘のような角度から参考となるようなものを、手当のサイドから少し集めてみるというようにすることはやってみてもよろしいかと思ひます。また、ある種の資料は、労使の間で給与の問題を検討しておられるグループにお持ちのようでもございませうので、いろいろその種の資料を少し収集してみようというのをやってみるあたりからひとつ検討してみたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 十分ひとつ検討して、この問題

については前向きに何らかの結論が出るように、これはぜひふん長い歴史のある論争点ですから、何かひとつこの際——この際というのはいささかところにはんとうは使つてもらいたいのですが、こういう大幅減税をやろうなときに——これはもう十年來の懸案です。十年來というか、二十年來の懸案だと思ひます。これはもうずっと前からやられておる問題ですから、こういうところから一歩大きく踏み出すということがあれば、まさにこれは、ここの減税にいたしたものだということ、われわれは評価するにもよぶさかじやないんだけれども、先ほどのような状況ですから、そういう意味も含めて前向きな検討を希望して、次の問題に移りたいと思ひます。

さて、法人税の問題ですが、これはいろいろ擬制説だとか、やれ実在説だとか、そういう学者にまかせておいていいような議論はさておいて、もうそろそろこの議論も——企業課税のあり方、法人課税のあり方というところで、特に租税特別措置における配当課税の優遇の問題あるいは配当課税の問題、受け取り配当の益金不算入の問題、こういういろいろなからみがあるわけですから、こういういろいろなところまで発展してきておるんだというように、自己資本の充実であるとか、あるいは内部留保の充実のためにというように形をたいへんな優遇措置を長年にわたつて、政策効果もそれほど明確でないままに既得権化し、慢性化しているというように指摘をいただいているようなこととありますから、この法人税全体について、いままでの問題点をもうそろそろ整理していい段階ではないか。

そういう点で一つ参考になるのは、四十三年度の長期答申に基づいて皆さんのほうで法人税改正の仮案をつくられた。そういうものは一つのやはり有力な、今日のいろいろな混乱を解消してすっきりさせる一つの手がかりだと私は評価して居るんです。そういう立場で、法人税は個人株主の所得税の前取りであるのかどうかというようにな点に

ついても、もう法人は法人として社会的な実在であり、独立の課税主体である、こういう立場で割り切つてもらいたい。そういう意味で、この法人税の課税標準を純利潤で押えていくというようにすることにしようというし、さらに個人株主に對する恩恵として悪名高い配当控除制度というものを、一兆四千五百億の減税の中で課税最低限がやうと百五十万七千円まで来たといふときに、いまなおこの制度があるゆえに、配当所得だけの所得者については、三百五十七万七千円という課税最低限になっている。こういうことがいかに不公平なものであるか、そういう点も解消してもらいたい。

それから、法人の受け取り配当益金不算入の問題もやめてもらいたい。そしてまた、基本的に法人の支払い配当と利子の関連で配当の問題がいつも議論になるけれども、利子は損金になるけれども、配当は利益の処分といふことなんだ。こういうことでありますから、法人の配当分については損金扱いにしたい。いかに、思ひ切つてそういうことにする。そのかわり標準貸し出し金利ぐらゐのところで配当の最高限といふものを設けて配当を押えていく、こういうことを考えていく。そういうような基本的部分について、やはりこの際割り切つた処置をすべきではないか。

もちろん、われわれも、大法人と中小法人との間に税率の差といふもの、軽減税率を設けるといふことは残してよろしいことである。そういうことは留保します。それは所得税における所得再配分といふことではなくて、大企業が担税力があるのだという立場。もう一つは、社会的費用といふか、社会的な外部不経済の費用を大企業が応分に負担すべきである。そういうような思想から、大企業には税率を重くしていくということをやつていただきたい。そういう点では、私も、一本税率といふことを原則にしながらも、なお利潤の額についてやや累進性を持たした多段階税率を設けて差しつかえない。中小と大きいものといふふうに分けると同時に、法人税についてもある程度多段階のやや累進性を加えた税率の差といふもの

を設ける。こういうようなことにしたいではないか。そういうように、法人税の問題は配当の取り扱いの問題とからんでいう方向に大胆に転換すべき時期に来ているのではないか。こういうふうに考えるのですが、その点いかがなものでしょうか。

○高木(文)政府委員 ただいま、かなり具体的な御提案をいただいたわけでもございませう。御提案を御覧いたしますれば、配当を受け取り段階で調整している制度をやめなさい。受け取り配当の益金不算入も所得税の配当控除の制度をやめてはどうか。むしろ支払い配当の段階での調整を考えて、ある程度までの分は損金に算入することにしてはどうかという御提案が一つありましたが、それは一つの考え方であらうかと思ひます。

法人税にはいろいろな問題が混在をいたしておりますが、一番基本の問題をいたしましては、配当を受け取り段階で調整をいたしますか、支払い配当で調整いたしますかというところが一番の基本になる問題だと思ひます。しばしばこの擬制説との関連で、法人は株主の集団であるからといふことがあるがゆえに、受け取り配当の益金不算入なり配当控除なりという制度が置かれておるといふ説がなされておりますけれども、必ずしもそういうことではなくて、擬制説だと実在説だとを問はず、何らかの意味において配当の調整は必要なのでございませうが、その意味でたゞいまの御提案は、そのことをお認めになることを前提にして、たゞし受け取り段階での調整をやめて、支払い段階での調整に移してはどうかという御提案でございませうから、それは一つの考え方であらうかと思ひます。

最近、実は産業界の中におきましても同様な考え方がございまして、現行の税法はあまりにも複雑であるといふこともあり、それから支払い配当負担の問題もいろいろありまして、そちらの方向に向かつて現行法人税制を整備していつてはどうかという議論もかなり広範に行なわれているわけでもございませう。

私どもは、それに対して、理論的におかしいと

か、基本的に反対であるとか、そういう気持ちを持っておるわけではないのでございますけれども、税制の専門の立場でものを考えました場合に一番ひっかかりますのは、ヨーロッパにおきますところの法人税制が、実はそのような方向とは逆の方向で最近動き始めておるのでございます。

OECDにおきましては、傘下各国の税制をある程度統一をしようというところでありまして、なかなか経済の統一ができないということでございますので、いずれにせよ相当時間をかけての話ではございますが、だんだんと税制をヨーロッパの中におきまして統一をしようという空気がございます。また、アメリカ資本がヨーロッパをあらわして困るということの関連もいろいろございまして、各国でいろいろ研究が行なわれておりますが、イギリスにおきましては、いまの御提案とは逆に、受け取り段階での調整をやるという方向に持っていく、アメリカ方式のほうにだんだん持っていくということで、改正の案が今度敗れました保守党サイドからつい先般出たという状況にございます。ドイツにおきましても昨年の十月に、数年間さんさん論議を重ねました結論といたしまして、配当課税を減らして、むしろ受け取り段階での調整を強化しようという方向に試案がいま提案されているところでございます。

配当段階で課税をいたしますと、外国資本が入ってきた場合に抵抗がないということで、国際的な資本移動関係からやはり受け取り段階での調整のほうがよろしいのであって、支払い段階で調整をいたしますと、たとえばフランスなりドイツなり、ヨーロッパにある企業が申しますと、アメリカから入ってきた資本が支払い段階での課税を免れまして、その利益を本国のほうへ持って行ってしまおうという問題がありまして、ただいま広瀬委員御指摘の方向、そしてそれは従来から日本の中でもよくいわれておりましたし、最近でもわが国産業界でいわれております方向とは

逆の方向で、実は最近ヨーロッパが動き出しておるといふような情勢にございます。

そういった事情をいろいろ踏まえまして、専門家の間であらためて議論してもらおうかと思っております。わが国の法人税制が議論をしておるばかりで何ら結論を出していないじゃないかという歯がゆさを感じておりますが、これは日本だけのことでございまして、諸外国でもたいへんゆれ動いていることでもございまして、なぜゆれ動いているかというと、単純に税制の問題だけでなく、経済体制の問題とからんでいるからでございます。

それから、もう一つの御提案の多段階税率の問題でございますが、これは率直に申しまして、私もといたしましては、あまり気乗りがいたさないうか、反対であるといわざるを得ないわけでございます。その事情は詳しくは申しませんが、何といたしまして、一番簡単に、多段階税率にいたしますと、期間損益のとり方によりまして、ある期に所得が多く出ますと、そこではよい税がかかってくる。他の期に所得が減りますと、そこでは税が減ってくるということで、たとえば三年なら三年以内に、二つの企業で同じ一〇〇の所得であっても、その期間の中で変動があった場合と平均的であった場合と、税負担が違ってくるというところの關係の調整が、多段階税率にいたしました場合にはどうしてもつかないわけでございます。それで法人税は、世界的に全部比例税率になっているわけでございます。日本の中小企業に対する軽減税率と同じように、よその国でも、小規模のものについて特例的軽減税率はございますけれども、法人税全体の仕組みはあくまで比例税率になっておるといふのは、そういう事情によるものでございます。

これはたいへん複雑でございますので、また機会がございましたらいろいろ申し上げますけれども、あまり長くなりませんからこの程度にとどめておきますが、多段階税率につきましては、しばしばこの委員会で回答を申し上げておりますように、私どもといたしましては、基本的には反対と申さざるを得ないと思うのでございます。

〇広瀬(秀)委員　もう時間なので、そろそろやめろという委員長のあれで結構でございます。いまの法人税の問題についてまとめて……

いままで擬制説の上に立つた基本的な仕組みを、実在的な立場で修正を加えてきたということで、いまの法人税全体が、支払い配当の問題、受け取り配当の問題、個人配当控除の問題、それから負担における段階の問題、いろいろ混迷をさせている。しかし、これをやはりすっきりさせた法人税制に改めるべき段階に来ているのではないかと。私は新しい時代というのは、これからの福祉の時代だと思ふので、そういうような点からも、いろいろ考えていくべきではないかと思う。

たとえば、投資を促進させるという基本的な立場が配当課税措置なんかにあつたらうし、それからまた、個人配当控除という点にも、自己資本を充実させる、内部留保を厚くする、こういうようなことが投資を促進させて経済を發展させていくんだ、大きいほどいいものだというような立場で、混迷に混迷を重ねながら特別措置を加えて、そういうことが日本の税制で展開されてきた。私はこういうところがそろそろ決着をつけるような税制改正というものが必要ではないかというところをまとめて提案してみたいわけですが、時間もあまりないので、この問題はまたいずれ機会を改めたいと思ひますが、特に、自己資本の充実ということが、ずっといわれてきたけれども、自己資本比率というものをみると、経済の成長過程において、ずっと下がりはなし、こういうことである。一つも自己資本がふえないというのはいくらもうけななんだ。その反面、今度、いわゆる実質は資本準備に相当する内部留保の増勢が非常に強まってきた。これは税制がその面で果たしている役割りというの是非常に強いと思うのです。

これは四十六年の法人企業実態ですが、四十七年の数字がまだ出ていませんので、一部、官

報資料版で、四十七年の税務統計から見る「法人企業の実態」というのを見ますと、資本金総額は大体十四兆円である。これが自己資本の一つの数字にとらわれているわけですが、これを四十六年の引き当て金、準備金、こういうようなもので見ますと、十四兆とかわる自己資本に対して、六兆九百二十億、これはおそろしく四十七年度ではかなり手厚く積み増されている。引き当て金、準備金というふうなものでおそろしく七兆を軽く突破しているのじゃないか。いわゆる自己資本の五割以上にも達しているだろう、こういうように推定をされるわけなんです。

そういう中で、いろいろ引き当て金がこの委員会でも問題にされてきたと思うわけですが、特に貸し倒れ引き当て金、それから退職給引き当て金、価格変動準備金、これが非常にふえている。その中でも退職給引き当て金は前期一六・五兆の増を示している。四十六年度対比において三千二百五十八億円も積み増されている。こういう数字が、官報資料版、四十七年度の法人企業実態として出ておるわけですが、退職給引き当て金、これは労働者を主体に――これは労働者ばかりではありませんけれども、これが安定性をもって積み立てられて、労働者がその退職金をという中からもらえる、こういう点では、制度として存在することはわれわれは認めるわけですが、それと、非常に重要な点として、これをどういふところに利益隠しの手段としてこれをどんどん入れていくというふうな実態を見たり、また、今日の積み立て限度額が、大体従業員の半数程度がいますぐに退職してもだいじょうぶだといふところまで積み込んでいる。これが法定限度になっている。それをさらに金融機関あたりでは、全員やめてもだいじょうぶなだけ積み増している。こういうふうな実態にあるといふことはいかにも不自然ではないのか。これはやはり利益留保としての形が、そういう面でも優遇的措置がされ過ぎてはいないか、こういう点がある。

それからさらに、小さいところなどで倒産をし

たというときには、この引き当て金が生き、倒産してもその従業員には全部、退職金がリザーブされてちゃんと払いますというようなスタイルになっているならいいけれども、倒産したらこんな引き当て金は、幾ら積み増しておいても、その際はどの役に立たない、退職金ももらえないでは有り出されるというようにもなる。こういう点について、一体どういうようにお考えになっておられるのか。たとえば、この引き当て金については、これはもう別途預金というようになことを義務づけということがあれば、ほんとうに労働者がどんな場合でも退職金だけは支給されるのだという安心も得られるのだけれども、そういう点もはずしてしまっている。こういうような問題についてどういうようにお考えになっておられるのか、その点をお聞きしたい。

○高木(文)政府委員 退職給付引き当て金は、これはある程度負債性の引き当て金でございます。企業会計におきまして、その費用配分の原則の精神からいいますと、当然認められてしかるべき性質のものではないかと私は考えておるわけでございます。当該期間の損益を算出するために、はどうかという点については、企業会計の考え方、基本でございますが、やはりあれだけ明確にやめた場合には、払うという負債性を持つておるわけでございますから、それはやはり何ともしも売り上げに配賦していかなければならないものであると同時に、引き当てておかなければならないものであるという性質のものであることは、私は否定できないと思うのでございます。しかしながら、いま御指摘のように、せっかくそうやって引き当てても、たとえば企業が倒産した場合にはそれがもうすでに何もならない、役に立たぬということになっていくということが間々起るではないかということについて、どのようなことを考えたらいいかということでございますが、これはむしろ労働者保護という立場から何らかの手当が行なわれなければならないわけでございます。現行制度で十分だというふうには決して考えないわ

けではございます。現行制度では、たとえば、中小企業退職金共済事業団によりまして、その積み立て制度というものがございまして、それから、充足以来まだ日にちが浅いわけではございますが、いわゆる適格退職年金による積み立て、外部拠出による積み立てが行なわれている制度が生まれてきておるわけではございまして、適格退職年金などは、アメリカ等では非常に進歩をしておる、おくれはせながら、わが国の場合でも十年ほど前からスタートして今日に至っているというところでございます。徐々にはありますが、そういう方向に動いているわけではございまして、労働政策としてそういう面をさらに進めたいというか、強めていただくということが進むことが望ましいというふうにも私は考えているわけではございます。しかし、それは企業会計なり労働政策の問題でございまして、これは税務でどう受けとめるかという点につきましては、いわば中立的な立場という意味をもちまして、内部引き当てにつきましましては全額認めません、半額までは税法上は認めましよう。本来ならば、企業会計の立場からいえば、完全に引き当てるのが当然であろうと思ひますが、それは税務のほうは認めません、半分まででございますよ、という立場でございます。広瀬委員が御指摘のように、事件が起らないように外に積み立てることを奨励する趣旨で、外部積み立てのものにつきましましては税制上これを損金扱いにするような形で優遇をしておるわけではございまして、現行制度でも、中に積みよりは外に積むほうがより有利になるような腹がまえで制度を仕組んでおるつもりでございます。

退職金について拘束性を持たしただろうか、たとえば特定預金として設定するものだけに限定してはどうかという御意見でございますが、これは前はそういう制度でございましたのを、最近はそのような条件を、前回のたしか法人税法の改正の機会か何かにはずしております。これはなぜそうしているかという経緯につきましましては、私ちょっと事情をつまびらかにいたしません。これは、現在の

の企業会計の考え方と税法とのつながりの問題というところで、いまのような制度にしていると思ひます。それは将来問題としては、御指摘のような角度から検討をいたしてみなければならぬかも知れぬ問題であるというふうには考えます。

これらの問題は、徐々にはありますが、進歩をいつあるというところであります。なお、御指摘のような点において不十分な点があることは私も同感でございますので、御注意を頭に置きながら、今後考えてまいりたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 時間にせかれていたと思いますが、詳しく租税特別措置の問題もいろいろな項目に分けてやろうと思つたのですが、やれません。それで、中川次官、いま退職給付引き当て金、これは費用性の非常にはつきりしたものであり、費用として計上されることは私もちつとも反対じゃない。しかしながら、有税積み立てであつても、そういうものが積み立てられてそれが運転資金にどんどん使われていく、いろいろな投資にも使われていく、そういうようなことになっておりながら、いざ倒産というふうなことになるたら、一つもそれに引き当てられないでどっかへいつてしまふということではならないわけですね。これをつくつた、そして費用性が高いのだ、これは費用そのものであるというふうな形で積み立てが認められたというの、現実には従業員に対して支払わなければならないという大前提があつて、それを担保するためにこういう税制をやつたと思うのです。それがいざという場合にはだめなんだ、通常の場合は別として、そういう倒産企業という場合にはそれが全然生きてこないのだというものでないか、ある程度安全率を見ながら別途積み立てというふうなことを、どこかでやはり拘束してやらせなければならぬ。前にはあつた制度なんですか、そういうものを生かしてやらうように、これはひとつあなたに考えてもらいたいと思うのだから、いかがですか。

○中川政府委員 御指摘の点は全くそのとおりだと思ひます。せっかく積み立てておいて、しかも

税制の優遇措置を受けておいて、いよいよとなつたら退職金が支払われないというふうなことは、これは許されるべきことではありませぬので、退職引き当て金が実際に使われる方向に持つていくように最善を尽くしたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 その点確認をしておきたいと思ひます。

それから、法人企業統計でちよつと見ただけでも、いかに特別措置が大企業に偏在しているかということがわかるのです。貸し倒れ引き当て金、これは四十六年の数字であります。金額で一兆八千四百三十億あるわけですが、その中で一兆四千億というのは一億円以上の資本金のいわゆる大企業に所属している。これは大体六割以上ですね。それから退職給付引き当て金については一兆九千七百一十一億七千二百万円、この積み立てのうち一兆七千億は、これは約九〇％になると思ひますが、目見当です。それから若干誤差はあると思ひますが、これも大企業。それから価格変動準備金、六千二百七億円の積み立てに対して四千二百億、これも約七割は大企業。総額で見ましても、六兆九百二十億のうち、約三兆八千億ぐらいは大企業に偏在をしておる。これは非常にマクロのものですけれども、やはり租税特別措置における主体をなすものですね。これがそういうふうに六割ないし七割というものが大企業にそのメリットが帰属するものであつて、これは、これはずっと十二年ぐらい前から私も議論しておるところなんです。この状況がいまになつても直つていない。これはいかに日本の租税特別措置の主たる恩恵が大企業に及んでいるかという点を端的に示す、それから、それにもかかわらず自己資本比率というものが低いというところで、内部留保や何かはそういう形でどんどん巨額にふえて、それが利益隠れしている。それがまた、さらに減価償却、特別償却というふうなことも加えれば、この比率はもつと上がらうと思ふのです。そういうような状況というものが、整理改廃をするのだと言ひながら、一

つも改まっていけないことについては、私どもどうしても納得ができないわけで、これもほんとうに主税当局においてこの改廃を大幅に、大胆にやって、税の公平を回復していかなければいけない。その時期はまさに今日この際であるということをお願いしたいと思うわけであります。

それからもう一つ、これはいつも租税特別措置の議論において私も主張しておるところなんです、いままでいつも試算は示される。審議にあたって、これだけこういう項目で減収になりますと試算は示されるけれども、それについて実績、決算というものが示されたためしがない。この租税特別措置法というものは税制の重要な一環である。しかも今日、国民の立場からすれば、まさに悪名高きといわれる不公平税制の象徴としてこれが存在している。しかも、その実績がどういう状態になったのか、しかも政策効果がねらって出たのだが、その政策効果がかくかくあらわれましたという報告も何もない。これは財政民主主義の憲法の規定、九十一条、さらに財政法四十六条、こういうようなところから、内閣が財政についての諸般の問題について国会に報告しなければならぬ、国民に報告しなければならぬというような立場からしても、きわめてけしからぬことだ、こういうふうに思うのです。

そこで、こゝしも、教えてみると皆さんの新しく創設するものがあります。それは、それなりに理解のつく、まあよからうと思うものもあるけれども、そういうものを含め、疑問のあるものも当然たくさんあるわけです。そういうものを一つ一つにわたってやるつもりだったのですが、時間の関係でやれませんでした、ほかの委員がだいぶ取り上げておられると思うので、私はこの辺でやめますけれども、そういうものについて、少なくともこれから先の問題だけでも、今度これをやります、ついでには、これについてはこれだけの政策効果がありました、それで適用件数はどのくらいありましたというふうなものぐらゐは報告する、これから

つくるにあたっては、ひとつそこまで決意をしてやっていたきたい。これからつくるときには、こゝしやうした、初年度においてこういう実績があらわれ、またというふうなことがいろいろ報告するといふ義務づけを当局にやらせないこと、あととかから、何でもかんでも租税特別措置、租税特別措置——これは本来の原則をくずして、本来課税対象にすべきものもみな課税対象からはずして、繰り延べをさせたりあるいは税額控除をやったりというふうなことになるわけですから、しかもさっき言ったような形で大企業にそのメリットのほとんどが帰属する、そういう点で不公平感というものを一そうあおることになる。したがって、これをやることには非常に慎重な政策態度、それから実績について今度は報告するのだということになれば、非常に厳格なチェックもされることになるだろう。私は、主税当局が新しくつくるものについては、やはりその年度その年度で一つ一つ状況を報告する、こういうようなことがあって当然であると思うのです。

これは、もう何もかも全部実績を報告しろということを何回も言ったけれども、それができないとするならば、せめて四十九年度に新設をしたようなものについて、その結果を翌年度に報告をする、あるいは翌々年度になってもいいかもしれないけれども、そういう形で報告していくということ、これは義務的に考えていく。しかも、憲法九十一条と財政法四十六条、これは財政民主主義の要請にこたえるためにそういう規定があるわけですから、ですから、これは憲法の規定、財政法の規定からいっても報告しなければならぬ、そういう関係にあると思うのです。その点についてのお考えを中川次官に最後にたゞして、私の質問を終わります。

○中川政府委員 確かにそのとおりだと思います。ただ、弁解するわけではありませんが、租税特別措置は補完的措置でございまして、そのものずばりでどれだけのメリットがあったかということ、これを明らかにしたい場合が多いかと思ひます。

けれども、その措置がどんな形での政策効果を生んだのかわからぬままにということとは、これは国民に対して申しわけないことだと思ひますので、その面については、わかる限りこれから義務づけられたような気持ちで明らかにしていくようにいたしますと存じます。

た。配偶者控除は十三万円でありました。扶養控除は六万円でございましたから、その時期には配偶者につきましても専従者控除のメリットがわずかながらあったということでございます。そういうことでおわかりいただけますように、専従者控除のあり方というものについては、かなり経緯的軌跡があるわけでございます。最近では、大抵、配偶者控除と扶養控除の中間の段階に白色控除がありましたから、専従者控除制度の持ちます意味というものは、配偶者以外の者、言ってみれば扶養親族についてのみ意味があるという時代がかなり長く続いてまいりました。

○高木(文)政府委員 専従者控除は、まず白色につきましては、御存じのように、定額になっております。白色というものはあくまで帳簿がないという前提でございます。事業主が家族と一緒に仕事をしておる。その場合に、家族について何らかの意味において給与性といえますか、何らかの形の労務の提供があるわけでございますから、現実には事業主からその家族に金銭の支払いがあるとかないとかいうことと関係なく、やはりそこに一種の経費性を認めるべきであらうということから、部外に支払われる経費とは違いますが、一定額の経費を認めるということできている制度だということに理解をいたしております。

今回、配偶者控除と扶養控除とを同額にいたしました。それとの関係で専従者控除をどう考えるべきかということについては議論をしてみたいわけでございますが、これはなかなかむずかしい議論でございます。従来から白色の専従者控除が基礎控除の額を上回ったということはないわけでございますので、そこをどう考えたかよろしいかということはいろいろ議論してみたいわけでございます。これといつてきめ手のある議論が十分できておりません。ただやはり白色専従者控除というものがあります以上は、通常の配偶者控除よりも高い水準に置くことが妥当なわけではなからうか。基礎控除よりも上回ったとしても、それはよろしいのではなからうかということ、金額そのものの水準は、別にこれといった明確な御説明ができるような水準ではございませんが、現行の二十万円というものを考え、それから新しい配偶者控除、基礎控除の水準の二十四万円というものを考えました、従来の五割増しというふうな感じで三十万円というところに置いたわけでございます。

ただ、それは家族でございまして、何らかの意味におきまして、基礎控除なり配偶者控除なりとの調整をどういうふうに考えるかという問題があります。ある時期には、配偶者控除と同額であった時期もございまして、配偶者控除と同額であったこととございまして、扶養控除よりは高かったというふうなことは、扶養控除の意味がある。しかし、配偶者控除と同額ということは、配偶者についてはいろいろものを認めないという考え方をとったという形になります。それからまた、ある時期には——ある時期というのは、たとえば昭和四十一年には白色の専従者控除は十五万円でございますし

白色の専従者控除にあたり性質を変えては考えていなかったのではないかと思っております。現在のような完全給与制になります前は、前の四十一年、四十二年あたりは、四十一年では配偶者控除が十三万円、四十二年では配偶者控除が十五万円

でありましたけれども、その際、青色の専従者控除は二十四万円というかなり高い水準に置いておられます。これは当然基礎控除を上回っておられるわけでございます。これはもう言うまでもなく、青色申告制度の奨励措置と申しますか、そういう趣旨で白色よりも高く置いたのであるかと思ひます。

四十三年に根本的な改正がございまして、青色の専従者控除について、いわゆる完全給与制と申しますか、自由性と申しますか、原則として企業が専従者について支払ったということでブックキングを行なっているという場合には、その金額によることにいたしておりました、よほど異常な状態でない限り、その企業が支出したとして経理をしておる額、それまでを専従者控除として認めるようになったわけでございます。自來今日まで、青色の申告控除については、いわゆる定額と頭打ちという概念はないわけでございます。

○荒木委員 委員長にお願ひがありますが、局長の答弁は、質問に対してなるべく簡潔に、要領よくお答えいただきたいと思ひます。

○浜田委員長代理 この際御注意申し上げます。主税局長は答弁を明確に、簡潔にお願ひをいたします。

○荒木委員 私がお尋ねいたしましたのは、専従者控除の制度の由来でありますとか、制度の内容の御説明を伺ったのではないわけです。これは社会的実態から労働者の提供に対する対価であります。関係はいろいろありますけれども、働いてそれに対する対価が給付される。それに対して一定の限度で線を引いている。線を引いている理由は一体何か。それは一つなのか、二つなのか、あるいは三つなのか、この点を伺ったわけでありまして。これは社会的にも、いま同居の親族の人にとつては非常に心の深い問題であります。ですから、もしその帳簿がないということでは一定の頭を打っておくということなら、そういうふうにお答えいただきたい。その質問に対する答弁を簡潔にお願ひしたいと思います。

○高木(文)政府委員 労働に対する対価という概念ではございません。もし労働に対する対価という概念であれば、支払いとか支払ったとかいうことが条件になるはずであらうと思ひます。これは控除制度でございます。あくまでもその背後に労働があるということは前提にいたしておりますが、しかし、対価という概念ではないと思ひます。

○荒木委員 労働者お見えですね。労働者に伺ひますが、たとえば事業主がいる、それから青年のむすこさんがそこでおやじの手伝いをして一カ月働いたら、それではまあ、ほかへ働きに行くかわりに五万円やろう、こういう話をきめて働いている。ほかに雇ひ入れた同じ年輩の人が一人いる、こういうふうな場合に、労働基準法の適用はありますか。

○山口説明員 労働基準法の適用は、労働基準法第八条で規定されている事業または事務所に雇用される労働者というふうになっておりますので、同居の親族だけを使用する場合には基準法の適用はないわけでございます。

先生いま御質問の、労働者を一人使つてなお家族を使用しているという場合、労働者一名でも使用しておれば、その事業は労働基準法の適用があるということになります。

○荒木委員 そういたしますと、労働者に重ねて伺ひますが、その事業主であるおやじさんと、それから数年のむすこが一カ月五万円で働きましたら、私はよそへ行くよりも家の仕事をやるのだ、こういう場合に、その契約は労働基準法上認められる労働契約になりますか、いかがですか。

○山口説明員 労働者を一名以上使用して、なおかつ家族を使用する場合、その事業は労働基準法の適用があるというのを申し上げたわけですが、その家族従事者が労働者であるかどうかということはまた別問題でございます。一般的には家族従事者は労働者として扱つておらないわけでございます。

○荒木委員 特に設備とかあるいは労働手段の提供を受けずに、労働だけを提供して、おやじの

言うところから従つてまじめに働いている、その店にいるのはから来た労働者と同じようにやつていゝる、つまり、もう一人の労働者に使用従属関係が認められると同じような労働形態をとっている場合に、この間に差別を設けますか、これは同じに扱つておられますか。

○山口説明員 一般的には、先ほど申し上げましたように、労働者として扱つていないということ、生計の一体性というふうなことに着目しておるのだらうと思ひます。

○荒木委員 一般的じゃありません、いま私が言つたような場合はどうですか。使用従属関係が認められると同じような労働形態をとつておる……

○山口説明員 全く一般労働者と同様の形態であれば、労働者と同様に扱われるということにならうと思ひます。生計の同一性とかあるいは勤務の形態その他によつて差異があれば、原則的には労働者として扱つていないということを申し上げたわけでありまして。

○荒木委員 重ねて伺ひますが、こういう場合に、一般の他の労働者と同じに扱われるような場合には、労災保険の適用対象にもなりますか。これは人数の制限がありますから、その人数の制限を満たした場合にはその適用対象になりますか。

○山口説明員 基準法上の労働者の範囲をそのまゝ受けておりますので、基準法上労働者であれば、労災保険法上の労働者ともなります。

なお、基準法上の労働者でないという場合に、先生御質問の、人を一人使つている場合に、その者について労災保険の適用がございまして、労働者でない場合には必ずしも労災保険法の適用はかぶらないわけですが、特別適用という規定がござい

ますので、その限りで労災の適用を受ける余地はございまして。

○荒木委員 そうすると、いろいろな関係で取り扱いは区々であるけれども、しかし、労働基準法の適用を受ける実態を備えておれば、これは労働基準法の適用対象になる、労災保険の適用対象にもなる。そうすると、その場合には賃金の支払い、もし支払いがなければ当然罰則規定とか賦課金とか、これは同じように考へていいわけですね。

○山口説明員 賃金を受けている場合は、当然その賃金が基礎日額になります。賃金を受けていない場合、特別適用で保険に加入する場合には、基礎日額を特定しようというのを平均賃金とみなして適用していくということになります。

○荒木委員 こういう場合には賃金台帳をつくるということになるんじゃないやありませんか。

○山口説明員 基準法の適用がある労働者であれば、当然、賃金台帳が作成されます。

○荒木委員 主税局長に伺ひますが、こういうふうな場合は、社会的な実態として労働があり、対価の給付がある。労働者ではそれを、具体的な事実関係の認定によりますけれども、労働基準法上保護すべき契約関係であり、その請求権は罰則つき、賦課金つきで支払い調整を受ける。賃金台帳も、国家機関の監督のもとに作成を義務づけられている。こういうふうな実態にあれば、これは先ほど局長は給付じゃない、対価ではないと否定されたけれども、国家機関の中では対価であり、それは労働給付だということ、そういう場合があることを認めておるんじゃないでしょうか。これは税制上もそういう実態があり、国の労働に対する方針として税法上考慮すべき、検討すべき余地があるんじゃないでしょうか。

○高木(文)政府委員 ただいまのように、いろいろの法令上の規定に従つて給与台帳があり、それによつて現在支払いが行なわれておるといふ方で、なお青色申告でなしに白色だといふ場合の問題であると思ひますが、その部分についてそのような経理が行なわれておりましたも、企業全体として帳簿がない。

(浜田委員長代理退席、委員長着席)

帳簿があつてその扱いを受けるということであれば、いつでもそういう申告をしていただければよろしいわけでございますから、それを帳簿がある

ということを御主張にならないということであり
ますれば、それは給与の支払いの実態があるか
ないかというところにかかわらず、普通の専従控除
ということで、控除制度で処するほうが確実に処
理できると思います。

○荒木委員 先ほど伺った理由、それは給与で
はない、これが理由なんだ、こういうふうに向
たわけですね。ところが、いまのお話ですと、か
りに給与の実態があるうとなかろうと、要する
に、ある一定の青色申告というふうな制度を設け
てあるから、それを採用しなければ実態があつて
もだめなんだ、こういう答弁です。実態がないと
いう答弁と、実態があつてもだめなんだという答
弁は、これは明らかに違うわけでありまして、私
がお尋ねしたいのは、なるほどそういう青色申告
という制度があります。しかし、また一方、白色
申告という制度もあるものでありまして、これは帳
簿がないというんじゃないですね。帳簿の作成が
法律上義務づけられていないというだけでありま
す。白色は全部帳簿がないというのは、これは独
断もはなしはいんじやありませんか。白色の場
合でも、賞金台帳をつくり、労働基準法上保護さ
れ、その支払いは国家機関が関与をする。明らか
に労働であり、その対価である、こう認めている
わけです。

だとすると、皆さんのほうでおきめになったワ
クの中へ入らなければ、これはだめなんだという
態度、これも一つでありましょう。しかし、社会的
に実態があり、国家機関が認めておれば、その制
度自体を实態に合うように改善検討していく。こ
れが社会の実態が進むに対応した税制のあり方と
いう点でもありうかと思うのです。

ですから、私は、そういう点で、従来この専従
者控除ということについて、白色の場合にしかく
画一に扱われておりましたが、まず第一に、こう
いった労働給付があるという実態を十分把握すべ
きである。現にそれがあるというところは、労働省
も制度上認めておるわけですよ。基準法の適用が
あるんだ、こう言っているわけですからね。全部

じゃないにしても。ですから、そういう点で、い
まの御答弁を、実態に合うように検討をする、こ
ういうふうに向き合われるのが、私はそれこそ
民主的な妥当な税制のあり方じゃないかと思うの
ですが、いかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 現在の白色の制度と青色の
制度については、いろいろ御批判があるかと思
います。現行の制度は白色を大原則にいたしまし
て、そして青色を特例というところで組み立ててお
るわけでございます。ですから、特別に青色のほ
うを選ぶということであれば、それなりにそうい
う扱いをいたします。そのかわり、青色の場合に
はかくかくの要件を備えていただきますように、こ
ういうことになっております。その選択は納税
者の自由だということになっておるわけござい
ます。

ただいまいろいろやりとりがございましたよう
に、家族労働者の実態にはいろいろなものがある
うかと思ひますけれども、税務の上での扱いとい
たしましては、そのように納税者が青色の制度を
選ばるか選ばれないか、選ばれた方であれば、
給与の支払いをしたという場合には制限がない。
白の場合には、白のほうを特に選んだといひま
す。特別の青の申告がないということであれば、
給与の実態なり労働の実態なりに関係なくこうい
う制度でいきましよう、こういうたてまえになつ
ていくわけでございます。基本的には一体そうい
う立て方がいかに悪いか、立法政策論としてはい
ろいろ御議論があるかと思ひますが、そこは現在
のところは専従控除の部分だけでなくて、全体と
して税法上の組み立てがそういうことになってお
るわけでございます。

この問題については、いろいろ御議論のあろ
うところかと思ひますが、そうしてまた、将来の問
題としていろいろ検討に値する問題があるうか
と思ひますが、それは私はむしろ専従者控除制度自
体の問題というよりは、青色申告制度なり白色制
度なりというものの全体の問題ではないかという
ふうに考える次第でございます。

○荒木委員 厚生省お見えになっていきますか
——ちよつと呼んでくださいませんか。その間、質問
は別のところにします。

保険部に伺いますけれども、自動車損害賠償の
関係で、たとえば主人が運転をしていた、そして
一緒に乗っていた主人の仕事を手伝っていた奥さ
んが御主人の運転によってけがをした、こういう
場合に、奥さんの側から御主人に対して損害賠償
の請求権があるんでしょうか。

○安井説明員 突然のお尋ねでございますので用
意がございませんが、記憶ではたしか最高裁の判
例が変わって、自賠責については請求権が認めら
れたものではなかったかと思ひますが……。

○荒木委員 これはきょうお尋ねすると念を押
してあるんですけれども……。

そこで、主税局長にもう一度伺いますけれど
も、この夫婦だとか親子の関係ですね、同居の場
合のこういう関係については、いまのこれは契約
関係ではなくて、不法行為関係でなければ、従
来の考え方から、それぞれの立場を独立主体と見
て扱うように損害賠償法のたてまえも変わってき
ておるわけですね。つまり、これについての請求
権については、これは保険制度ですから国が補助
金を出しております。そしてそれについて、いろ
いろ国としての請求権を認めるといふ関係になつ
ております。ですから、そういうたてまえの方の
進、つまり同じ生計を一にする夫婦、親子であつ
て事業をやつておつても、それはそれぞれ独立の
主体と認める、こういうような考え方に來ておる
わけですから、先ほど立法論としてはともかくと
いうお話だったのですけれども、私は制度を改正
していく、改善していく方向として、そういう方
向を考へるべきではないか、こういうふうに申し
上げておるわけです。

つまり、いまの制度を固定的に全部青色のほう
へ吸収していくというよりも、実態が変わつてお
るわけですから、その給与の支払いを労働の対価
として認める方向へ税法も考へるべきではない
か。労働省の考え方とも変わら、それから保険

関係の考え方ともそういうふうに変つてきておる
わけですから、そのことを申し上げておるわけ
です。

○高木(文)政府委員 おことばではござい
ますが、その給与の部分についてだけというふう
に社会実態が変わつたということが言えるの
か、世の中全体として社会実態が変わつてきたか
ら青白の組み立て方を変えたほうがいいのか、そ
れらもなお研究課題であらうかと思ひます。

○荒木委員 そうしますと、局長に伺いますが、
かりにこの専従者控除の額をこえて、これは給与
だといって払った場合に、税法上どういう取り扱
いになりますか。

○高木(文)政府委員 払う払わぬにかかわらず、
白色の場合には専従者控除以外のものはないわけ
でございまして、支払った支払わない、額の多い
少ないというところは関係がないというのが現行税
法のたてまえでございます。

○荒木委員 そうすると、現実には金銭の移転があ
つても、それは税法上課税対象としては問題にし
ない、こういうことですね。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。
○荒木委員 そうすると、これは金銭に限らず現
物給付として物の移転があつても、これは贈与に
は見えない、こういうことですね。

○高木(文)政府委員 それは所得税法の計算上の
話としては、先ほどお答えしましたように、實際
に金銭の支払いがあつたなしにかかわらず、控除
制度の適用がある。逆に申し上げますと、支払いがな
くても、今度の制度では三十万まで控除されます
というところでございます。

いまの第二の御質問のほうは、何か資産の贈与
の話のようでございますが、贈与税のものの考へ
方は別の考へ方をとっております。

○荒木委員 金銭の場合も、受け取つてもそれは
贈与にならぬ、こういうことですね。私が伺つた
のはそれなんです、たとえば五万円という約束
をした。そうすると、年間で六十万円になりま
す。かりに三十万円だとおっしゃれば、三十万円

オーバーするのですけれども、金をもらっていてもそれは贈与ではない、かりにそのことが税務署にわかつて課税をしません、こう伺ってもいいかと念を押しているのです。

○高木(文)政府委員 所得税法の計算上、白色申告者については、金銭の支払いがあつてもなくとも、事業に従事しておれば専従者控除として適用があるということであり、今度はいまの、主人が奥さんに何かお金を払ったという場合には、それが事業所得者であるかないか、そういうことは全く関係なく、これは主人の資産が奥さんなり親族なりに支払われたということであれば、金銭であつても品物であつても、それはやはり贈与になるということであらうかと思ひます。それはまた今度は贈与税のほうの話しになりますれば、それは事業とか事業でないとかいうこととまた別の問題になつてまいります。

○荒木委員 しかし問題は、その基礎になつておる実態が一つであります。そしてその実態は、当事者がかつてにきめたのではなくて、労働者が認め、それから、まだ見えていませんけれども、厚生省のほうでも、たとえば健康保険の関係あるいは厚生年金保険法の関係で標準日額をきめるにあつて、困がこれは報酬だと認めておるわけですね。国家機関が認めてそれは労働の対価としたものを、大蔵省はかつてにその給付原因がないんだと、こういうふうに見てもいいのかわるか、こう伺つておるわけです。

もう一言念を押しますが、たとえば厚生省なり労働省なりのほうが、これは給付すべき原因がある、その原因は労働であり対価だ、こう言つてゐる。大蔵省は、原因がない、こう言う。これは一体どういふことですかという質問です。

○高木(文)政府委員 突然のお尋ねでございますから、十分勉強してきておりませんし、法律的な問題でございますからあまり正確な御答弁もいかばかりと思ひますけれども、いま考えまして、ちよつと思つておりますところでは、贈与税法の扱いの上では、何らかの意味において贈与と考え

るかどうか問題でございます。その何らかの勤労の対価なり何なりということと金銭の授受があつたというものが、民法上の贈与の概念に当たるかどうかということが、まず贈与税法のほうの問題として今度は議論せられるべきではなからうか。いまの労働関係法規その他でどういふふうな規定されてゐるかということ、その金銭の授受についてどのような契約があつたと見るか、契約があつたのであろうかという個々の場合によつてもいろいろ事情は違ふだらうと思ひますが、契約がきちつとしており、そうして公的機関が承認された労働の対価であるということであれば、民法上のそれが贈与になりますかどうかということでございます。いまして、どうも伺つた範囲では、そのような場合には贈与概念にならないのではないかという感じがいたしますが、正確にはもう少しよく法律的に詰めてお答えすることにしたいと思ひます。

○荒木委員 これは法律論じゃないのです。立法論、制度論として言つておるわけです。いまのお話であります、たとえば労働者なり何なりが、これは労働契約だというふうに認めたということがある。その場合に贈与ではない、つまり片務契約ではなくて双務契約だ、労働してその対価として払つてゐるのだから贈与ではない。もしこういうふうなことになると思つて、それは全体を労働の対価だと見なければ、専従者控除をこえた部分だけこれは労働の対価であります、専従者控除の適用の範囲内の部分だけはこれは労働の対価ではないのですというふうな扱ひは、これはだれが考えたつて筋が通らない。そうじゃありませんか。

たとえば働いて、先ほど申しましたけれども、五万円はちやうどになりますから金額を交えろとして、月六万としましょう。年間七十二万、白の場合には三十万ですから、その上四十二万とえる。四十二万についてよく調べてみると、これは労働契約だ、労働の対価だ、だから贈与ではない。こうなりますと、四十二万円分はこれは労働の対

価だと認めたということになります。そうでしょう、贈与じゃないのですから。贈与でなくして金が払われれば、他に原因を求めなければならぬ。その他の原因は何かといへば、これは労働だ、と国家機関が認めてゐる。それじゃ、一月六万円でおやじとむすこが話をして働いて年間にして七十二万、そのうちの四十二万だけはこれは労働の対価だ、専従者控除の範囲内の三十万はこれは労働の対価じゃないのだ、これはちよつと筋が通らぬ考へだと思ひますが、その筋が通らないゆゑんが、いまの白色専従者控除という考え方に固執をされる限りそういう結果になるのじゃないか、こういうことを申し上げてゐるわけです。

○高木(文)政府委員 ある意味ではおっしゃるとおりでございます。先ほどから申し上げておりますとおり、専従者控除というのには控除制度でございまして、支払われたとか支払われないとかいうことは関係ないのでございします。いまの例で毎月六万円支払つたとおっしゃいましたが、全然支払いがなくても三十万円まで控除になるのでございします。でございしますから、その控除の概念ということと、労働の対価として見てゐるか見えていないかということ、そこで問題が分かれてまいるわけでございます。

○荒木委員 それじゃ、矛盾をそのまま認めるということじゃないですか。つまり、そういう矛盾を改善するための手だてをとられるべきではないか、こう質問をしてゐるわけです。いまの制度ならそうなります、つまり、いまの制度はそういう矛盾を提起します、そういう説明だけです。解決する手だてではないのですか。つまり、そのためには、いまの専従者控除という固定的な考え方、白色の場合にも実態をよく見てそうして給与性という考え方を入る方向で検討するというのが解決の一つの道ではないか、こう言つてゐるわけです。

○高木(文)政府委員 そういう御議論は從來からあるわけでございます。あるわけでございますけれども、その労務の部分についてだけ支払つたと

いう事実があれば、それで給与として見るか見ないかというの、それは税法上の立法政策の問題であらうと思ひます。他の分野については実際支払つたとか支払われないとかは関係なく、家族関係についてだけ支払つた、支払われないによつて差異を設ける制度がよろしいのかわかるといふあたりの問題であらうと思ひます。

○荒木委員 これは少し違ふのですがね。他の関係では、払はば経費として認めるのでしよう。白色であつても、たとえば原料費を支払はば経費として認める。だから、白色であつても実態がちゃんと備わつておつて、それで払はば給与を経費として認めるというのが統一的な考え方ではないか、こう言つておるわけです。政務次官、いかがですか。先ほど来申し上げておるのですが、立法政策の問題ということ局長はしきりにおっしゃつてゐるんですけれども、そういう方向で立法を検討して、もう少し実態に合つたかつとしたものにするべきではないか、こういう検討をされるべきだと思ひますが、どうですか。

○中川政府委員 非常にむずかしい問題といひます。御指摘の点からいへば、これはありませぬ。支払ひが対価なのか対価でないのか。別の意味では対価であるし、税制上では対価と見ないという複雑な問題があります。要は対価を支払おうが支払うまいが、基礎控除として今度の改正では三十万円までは引くという単純な考え方です。青色になれば、完全給与として払つたものはこれを控除していく。なぜそういう差をつけておるかという、青色のほうできちんとやつていただく、こういうこととの奨励策といひます。か、差をつける意味でも、そのけじめが必要ではないかといふことが一つ、もう一つは、白色であつても親族がほんとうに給与として払つてゐるならば、それを認めてもいいじゃないかという議論も御指摘のとおりあります。ありますが、日本ではまだそういう親族関係の給与関係はつきりしてないという実態からするならば、まだそこまで踏み切るべきではないのではないかと、やがてそ

ういもの、慣行がはつきりしてきたという段階において、そういう方向に持っていくべきではないか、こういうふうに思います。

○荒木委員 時期尚早論というのが出てきましたね。私はこう思うのですよ。ほかの役所のこの問題に対する取り扱いに比べて、大蔵省はすいぶんおくらしていると思うのです。税制サイドの対応はまことに遅れたるもの、遅れたるものというよりも、全然踏み出していない。

労働省に伺いますが、家内労働法というのがありますね。ここに「補助者」という規定がありますが、この補助者には権利は認められていますか、いかがですか。

○山口説明員 直接の担当者でございませんで、詳細には存じておりません。

○荒木委員 家内労働法では、まさに税法上、同居の親族と規定しておる立場の人に補助者という概念規定をして、そして委託者との間の契約関係に違背があれば、関係官庁に対する申告権を認めおるわけです。つまり、そういった立場の人に権利を認めて、それを保護していく、こういう方向をとっているわけですね。ですから、そういう点からいけば、用意をした青色がいんだからという点で、そこへこなければ、実態がどう変わるうと、他の役所の対応のしかたがどんなふうに変わっているうと、それはもう一切当方はおかまいなしというのでは、これは実態に合った民主的なやり方とは言いがたいと思うのです。

ですから、私は、そこに差をつけておる立法趣旨はたびたび伺いました。しかし、義務ではありませんが、選択は自由なんですから、その自由を選択した白色の場合に、実態があり、そしてその実態が社会的にいま認められてきており、対応する法制度があり、しかも、いまの大蔵省の考え方を貫けば矛盾が起ころ、説明がでない部分がある。将来の問題としてとあるいは時期尚早とかおっしゃいますけれども、事態はもっと進んでおるのですよ。ですから、政務次官、いま慣行がないとおっしゃったけれども、補助者の立場と

いうのは認めているのですよ。権利を認めておるのですから、だから検討は私はすぐなされるべきだと思いますが、いかがですか。

○中川政府委員 検討してみます。

○荒木委員 いまおことばがありましたから、問題は十分申し上げましたので、すみやかに御検討いただくように希望しまして、次の問題に移ります。

昨日は、石油の大幅値上げに伴う対策として、値下げのためのかわり財源、これで貸し倒れ引き当て金の問題を申し上げました。先ほども同僚議員からその点についての御指摘があったのですが、その内容を少し伺う点はあとへ回しまして、その問題について伺いたいと思います。

これは法人税法に規定がありますが、私がまずお尋ねをしたいのは、保険契約者の配当金が損金算入されておる、この理由は一体どういうことかということをお願いいたします。

○伊藤田説明員 現在、ただいまおっしゃいましたように、法人税法六十条において契約者配当の損金算入の特別の規定が設けられております。これは黙っておきますと、資本取引と見られる可能性がございまして、特別の規定を置いたものでございまして、それは法律の体系からむしろ置かざるを得なかったものでありまして、法人税法の精神から申しますと、これはむしろ本来、保険料として支払われたものについての値引きと申しますか、修正と申しますか、そういう性格のものと考えております。

○荒木委員 世間で値引き、修正といいますが、これは売り上げにかかるとのですね。売り上げ代金があり、そしてその対価関係に立つものとして売り上げ商品がある、商品に傷があったから値引きをする、こういったのが普通の考え方でありましても、そうすると、これは保険給付にかかっておるわけですか。保険契約で、売り上げ商品というのは保険給付でなければ、この配当金というのは保険給付にかかっているのですか。そ

の点いかがですか。

○伊藤田説明員 保険給付にかかるという意味がちょっとわかりませんので、おそれ入りますか……。

○荒木委員 これはもう常識的に申し上げておるのですけれども、つまり、納めた品物に傷があった、だから値引きをしましょう、あるいは毎々お取引願っておるからひとつ割り戻しをしましょう、こういうのがありますね。しかし、それは売り上げ代金を回収して、その回収した代金をどう運用するかにかはかわらぬのですよ。もうかつたからそのもうけに応じて割り戻ししようというものは、大抵、保険料と保険給付と、その範囲内での処理ですから、それが値引きというものですけれども、この契約者配当金というのはそういうサイドのものではなくて、保険会社が一たん入ったもの、入ったものを、株を賣りたりあるいは投資をするなりしてはい入った、入った中から一定量を返しようというのですから、つまり問題の領域が違うのではないかとこのことをまず最初に一つ申し上げておるわけです。

○伊藤田説明員 契約者配当の内容につきまして、通常付加保険料と申しますか、そういう費用に充てられるべき付加保険料の取り過ぎたものを返す、あるいは死差益と申しまして純保険料の取り過ぎ分、あるいは利差益と申しまして、保険料として収受いたしましたものを運用しておりますその運用の見積もりが、保険料計算を行ないますときに比べましてさらに運用益が多くなった、こういう三種の部分からなると考えております。

○荒木委員 そうしますと、株主配当とはどこが本質的に違うのでしょうか。一たん保険会社に入った、運用して、そして入ってきたものを割り戻しするのでしょうか。株主配当と違うところというのはどういふ点でしょうか。

○伊藤田説明員 これは保険業法に基づく保険会社についてのみ適用がございしますのでござい

して、株式会社における配当と申しますのは、株主に対して戻される、戻されると申しますか、支払われるものでございまして、この相互会社の場合にはそういうふうな考え方には適さないのではないかと考えております。

○荒木委員 しかし単純な取引と違って契約者は社員になるわけでしょう。ですから、そういう意味からいえば団体の法域に入るんじゃないですか、単なる個人の契約じゃなくて。その点で株主配当と一体どういふ点が違うのか、そのところをひとつわかりやすく説明してください。

○伊藤田説明員 保険業法上の相互会社につきましては、これは営利を目的といたしておりませんので、営利を目的として株主が出資する場合と、相互会社の社員になっておる場合と、これはやはり相当違うのではないかと考えております。

○安井説明員 契約者配当の問題でございまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思ひます。

先ほど一課長が申しましたように、保険料をきめるときに、どれだけ人が死ぬであろうかというのを考えて保険料を算定する基礎になりますのが予定死亡率でございまして、これは御承知のように、生命表の逆で出てくるわけでございまして、それから、保険料をいただきますときに、将来満期になりましてどれだけお払いするかという蓄積部分があるわけでございまして、これを計算いたしますときに利子率を立てなければいけませんので、これは予定利子率で計算をするわけでございまして、それから最後の三番目が、保険会社がどれだけ費用はかかるであろうかというのを見込みまして、その予定事業比率と申しますものを算出いたします。つまり予定死亡率、予定利子率、予定事業比率、これをあらかじめ計算いたしまして保険料をいただくわけですが、この結果、一年なら一年たちまして、あるいは二年たちましたときに、それぞれの利子率あるいは事業比率あるいは死亡率に余りがくるとございまして、これはやはり最初もらひ過ぎておるものでござい

ら、たとえば死亡率でございまして、かりに千人のうち十人死ぬであろうということから一百分だけ取っておいたものが、実はそれまで死ななかつたということになりますと、そこに差額が出てくるわけでございまして、本来保険料としてもらうべきものではなかつたということから、その部分は本質的に契約者に返さなければいかぬものであるという形で、この結果として出てまいりますのが費差益であり、利差益であり、それから死差益になるわけでございまして。

したがいてまして、先生御指摘の同じ配当という名前は使っておりますが、そしてまた先生のおっしゃるように、団体的な部分もございましてけれども、株式会社配当のように、利潤が出たから、利益が出たから配当として返すというのではなくて、本来、保険商品を売りますときのその対価でありますところの保険料が取り過ぎである、その分をお返しするというのがこの生命保険上の契約者配当というように私は考えているわけでございまして。

○荒木委員 いまの御説明でございまして、意味はよくわかりました。私が申しておりますのは、実はすでに審議が終りまして法案としては成立をいたしましたけれども、印紙税法の審議からいましてはたして保険料が売り上げ代金になるのかならないのか、そういったところから保険料の性質のものか、それからそれに見合う配当金が損金になるかならないか、こういう点が関連するものとして法人税法の領域と印紙税法の領域で取り扱いが区々になる可能性があるのではないかと、このところから問題提起をしておるわけであります。

そこで、関連して一言伺っておきますけれども、保険料は印紙税法上では階級定率ですか、あるいはそれとも固定定率の扱いになっておるのですか。つまり売り上げの受け取りというふうに取り扱われたのかどうか、その点をひとつ念のために伺っておきたい。

○大蔵政府委員 突然のお尋ねでございまして、ちょっと法文そのものをここに持ってまいっ

ておりませんが、今回の改正案におきます階級定率税率は適用しない、つまり売り上げ代金以外の領収書の区分のほうに入れております。

○荒木委員 保険協会のほうから大蔵省のほうに昨年この点で陳情がありましたね。

これは保険部のほうに伺いたいのですが、保険協会のほうから扱わないでほしいという陳情があったように聞いておりますが、その点はいかがですか。

○安井説明員 はなはだ申しわけございませんが、あつたような気もいたしますし、税金の話でございまして直接主税局のほうへ出ていられる話でございまして。私どものところへはこなかったように思いますが……

○荒木委員 昨年の十二月の二十七日に、保険業界の代表が主税局の税制二課の担当者とお会いになつて、この事実がありますか。

○大蔵政府委員 突然のお尋ねでございまして、税制二課にそういう要望がございましたかどうか、事実を調べてお答え申し上げます。

○荒木委員 その席には保険部の保険関係の担当者も同席しておりますが、この点はいかがですか。

○大蔵政府委員 その点もあわせて事実関係を……

○荒木委員 保険部は見えていないでしよう。

○大蔵政府委員 ああそうか、失礼しました。

○安井説明員 事実を調べて御返事申し上げます。

○荒木委員 課長見えていないのですか。

○浅谷説明員 いまの先生のお話でございまして、二十七日にその協会が税制二課に陳情に行つたこと自体は私ども初めて知つたわけでございまして、また私自身もその席に同席しておりませんが、実態関係につきましては調べてみたいと思ひます。

○荒木委員 それでは、こういうお取り扱いを願ひたいと思ひますが、いまこの階級定率を適用し

ない扱いだということをおっしゃつた。これは初めからそうでしたか。大蔵省のほうはこの立案の当初からそういうお考えだったので、その点はいかがですか。

○大蔵政府委員 私ども立案をいたします過程で売り上げ代金の領収書とそれ以外の領収書を区分して考えたかどうかという議論をいたしました。

その場合に、売り上げ代金とはそもそもどこまでの範囲を売り上げ代金といふたらいのかという法律的にも実態的にも非常にむづかしい問題があるというところは夏ごろから意識いたしまして、勉強を続けてまいつておりました。その過程では、やはり貸し付け金利とか保険料というものの受け取り書についてこれは売り上げと観念すべきか売り上げではないと観念すべきかということと、私どもの部内で相当議論いたしておりました。それにつきましましては、いわゆる売り上げ税ないし付加価値税を課税する場合に、これを売り上げと見做るかどうかというふうな外国の例も担当課のほうではかなり調べておつた記憶がございまして、いろいろな状況を総合的に判断いたしました上で、主税局独自の判断として、保険料は売り上げ以外のほうに分類するのが妥当であろうという結論を得たという記憶がございまして。

○荒木委員 きょうは直接審議の法案の対象ではありませんので、ただこの点だけを申し上げておきたいと思ふのですが、昨年来、関係業界が大蔵省のほうにたびたび陳情した記録があります。そして大蔵省の回答は、いま審議官がおっしゃつたように、これは売り上げ代金と見られるという意見であつたわけですね。その中に純保険料だとか付加保険料とかいろいろありますから、これは売り上げ代金だ。だから、そうでない扱いというものは非常にむづかしい、こういう回答がなされておるといふことが業界の中では発表されておるわけです。

ところが、本年の一月から二月になつて、その間に何らの説明なしに突如として扱いが変わつていくというふうな記録の上ではなつております。

ちやうど法案がかかる直前でありまして、私は、なぜそういうふうになつたか、この間のいきさつを調べていただいて、考えが変わつた時点と、なぜそういうふうになつたかといういきさつですね、交渉の経過、これをひとつ報告をいただきたいと思います。この問題の質問はその機会まで留保させていただきます。

○大蔵政府委員 突然のお尋ねでございまして、記憶にたよつてしか御答弁申し上げられないのでございまして、担当者からいろいろ趣旨の説明をいたしたといたしまして、それは必ずしも主税局全体の考え方を即座に代表しているものではございませんし、また保険料の取り扱いにつきましては、私自身が夏以降に、付加保険料部分についてはどう考えるか、純保険料部分についてはどう指摘してまいつておりましたから、あるいはことばが足りないで、付加保険料部分については売り上げと見るほうが普通ではないかというふうなことを言つたことがあるのかもしれない。いずれにいたしましても、担当者が立案の過程で関係の方々の御質問に応じてお答えしたことが、すなわち最終的な主税局の判断であるということには必ずしもならないケースが間々ございまして。

○荒木委員 それはそうかもしれませんが、しかし、窓口として応対をされてはつきり言つておられるのですから、その変わった理由と経過は、調査の上で御報告をいただきたい。いかがですか。

○高木(文)政府委員 変わったとか変わらぬとか言われましても、私のほうではいろいろ考えて、私、印紙のこまかいことはわかりませんが、私どもでは、それはあんなものもある、こんなものもあるということではあつたかもしませんが、変わったとかいうことではないと思ひます。事実を調べるとおっしゃれば、何らかの方法でそれは調べますけれども、変わったとか変わらぬといふことの前提なしに、事業だけ調べたいと思ひます。

○荒木委員 事実調査をするというお話でありま

すから、調査をしていただく便宜のために事実関係を申し上げて、報告をいただくことをひとつお願いしたいと思います。

十二月二十七日に大蔵省主税局会議室で午後二時から三時三十分まで、損害保険協会から吉見常務理事、主税局税制二課から担当者、保険部から担当者がおいでになってやっております。それから、越えて一月になりました、一月の十日に同じ主税局の関係者と交渉があります。業界から要望書が提出されたのは十二月の十四日付であります。

以上の経過をお調べいただいて御報告願って、質問はその上ということにさせていただきます。担当された方のお名前その他は御遠慮させていただきます。御調査願って御報告いただいた上でということになります。局長、よろしくごさいますか。

○高木(文)政府委員 はい、よろしくごさいます。

○荒木委員 それでは、昨日途中になりました質問の続きを、あと若干の時間続けさせていただきますと思います。

先ほど来も同僚議員からお話が出ておりましたけれども、貸し倒れ引き当て金の問題ですね。これは、積み立て限度、繰り入れ限度は経験値と対応するものということに四十六年の税調の長期答申でも指摘をしております。これは局長にお尋ねしますけれども、いま経験と実績値とはどのくらい離れておるのでしょうか。

○高木(文)政府委員 貸し倒れ損失の発生状況は一般的に統計がございません。ただ、私も状況を見ておく必要がございますから、ごく少数のサンプルについて申告書等を調べてみたものがございまして、四十七年の二月一日から四十八年の一月三十一日までの間に終了した事業年度のものにつきまして、私どものところで六百一件について調べたものがございまして、それによりまして、卸、小売業が千分の二、割賦販売業が一・五・二、製造業が二・三、その他事業が三・五平均いたし

ますと千分の三ぐらいということになっております。これは割賦販売業についてはかなりの貸し倒れ率になっておりますが、他については実績率から見ますとかなり低いものになっております。

金融機関は別の機会に別の方法で調べておりますが、これは昨日もいろいろお触れになったように、都市銀行では十万分の一、地方銀行では十万分の一、相互銀行では十万分の一、信用金庫では十万分の四十四というような結果が出ております。

○荒木委員 ずいぶん離れておるようになっていますけれども、これについて税調の答申ではどうすべきだというふうになっておりますでしょうか。

○高木(文)政府委員 四十六年七月の長期答申のときに、この引き当て金制度について一般的にどう考へるべきかということをお議論いただいております。それについて「企業が利益の有無にかかわらず引当金を計上するという会計慣行が確立している」ということが必要である。「繰入率につき客観的かつ合理的な経験値がある」ということが必要である。「当期の収益に対応するその費用が翌期以降に支出されることが確実である」ということが必要である。引当金についてはこのよう

な考え方を維持すべきものであり、また、その概算繰入率については常に実績をしのぎつつ適正なものとすることが必要である。というものが結論でございます。事後特に引き当て金についての御答申はいただいております。けれども、実際とずいぶん離れている。答申もいまお聞きのとおりであります。昨日、大臣にもいろいろお尋ねをして検討するということばをいただいたのですけれども、しかし、これだけ離れておいて、しかも実績見合いで適正、合理的なものとする、こういうことになりまして、いまだという程度にまでこの繰り入れ率を検討しておられて、それではたしてそれが客観的かつ合理的といえるかどうか、こ

れは問題になるかと思ひます。ですから、これはたちまち政令で繰り入れ限度をきめるという問題になりますし、その辺のところ、ひとつ財務次官のほうから、きのうの大臣答弁を進めた内容をさつきとおっしゃっていただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 貸し倒れ引き当て金についてはきのうも大臣の御答弁がございましたが、私どももいたしまして、何とかこれはこの答申にありまうような姿に持っていかなければならないと思っております。ただ、ある意味では私どもの怠慢でございますが、この客観的かつ合理的な経験値というものをどうやって発見するかという問題であらうかと思ひます。先ほど申しました、た

とえば卸売業の千分の二と申しますのは、ごく数少ないサンプルでございますが、これは百三十の企業につきまして四千六百七十二億六千六百万円に對して九億四千七百七十四億六千六百万円から千分の二だ、こうなっているわけでございまして、実はこれはあまり意味がない数字でございまして、この九億四千七百七十四億六千六百万円というこのことになりまして、平均値で引き当てましても意味がないわけでございまして、ある程度の蓋然性を頭に置きながら率をきめなければいけないということになるのだらうと思ひます。ござい

ますが、卸、小売業者の現在の繰り入れ率、千分の二十という比率と、それから卸、小売業の、数が少なくてもお尋ねしいわけでございまして、百余年の件数の平均の千分の二という率と比べ、これで大体よろしいと見るかどうかというあたりがむずかしいわけでございまして。

これを見ますにつきましては、やはりどこかで集約的に貸し倒れ率を起るわけでございまして。起こった場合に役に立たなければ何にもならないわけでございまして、また専門家の方にお集まりいたしまして、なかなか結論が出ていかぬかと思ひますが、そうはいけません。先般来、当委員会において各委員から貸し倒れ引き当て金制度についてこれだけ御指摘を受けている際でもござい

ますし、どの程度の平均率との開差を見るべきものなのかというふうなことを少しいろいろ研究してみたいというふうなことを考へております。

○荒木委員 研究、検討はもう昨日お伺いしたわけでありまして、たとえば金融機関のような場合に、貸し倒れ引き当て残高が何万倍という比率になっていることについては、これは異常事態ではないかと思うのです。

そこで財務次官、いかがですか。この点はいま局長がおっしゃったように十分実績のない面もあります。しかし、はつきり伺っておる金融機関の数字では、これはもう異常な開きです。もう普通じゃ考えられぬような、どうしていままでこんなことに手をつけずに、わざわざかりの手直しでやられてきておったのか。いろいろ関係の向きから陳情書などもきておりますけれども、そういうふうなことがいままでこの問題を放置させた一つの原因ではないかというふうにお聞きしやありませんけれども、政務次官のほうでひとつ前向き、もう少し突っ込んだお話を伺いたいと思ひます。

○中川政府委員 確かにこの貸し倒れ引き当て金につきましては、実績と制度の上の開きがあるというところは御指摘のとおりでございますけれども、いま局長が御答弁申し上げましたように、これは平均的な実績であって、個々のケースになりますと千分の二十あるいは千分の二十五以上、あるいはそれに近い貸し倒れもあることであります。企業会計がそれだけ引き当て金として見るものをこれを否認するということもなかなかむずかしいことであって、こういう制度が徐々にしか改善をされておらないという実態であらうかと思ひます。

そこで、私は、その中で金融機関の千分の十二というものは、これは実績からいってもそういうことはありまへんし、あまりにも引き当て金の額が多いということは、率直に申し上げて認めざるを得ません。それで、これだけは何とかすべきだということを主張してまいりましたが、金融機関

の社会公共性というものからいけば、万が一過去に実績はないとしても、あった場合に社会不安を起すことはないという要請もあるというところから、なかなか実行に踏み切れなかったところがございますが、来年度は千分の十二を二だけ減額して千分の十にまで持っていくという、ほんの少しではありますが、前向きな改正を加えたということでもあります。しかしながら、御指摘のように、金融機関は、保険業を含めて、引き当て金が実態より多いのではないかとこのことについては、私もこれに反論するものではないと思います。現実について少し検討を加えさせていただいて、できるだけのこととはしたいものだと考えております。

○荒木委員 この問題は再々申し上げましたからこれ以上言いませんが、一言を押しさしていただきますけれども、千分の十二を十というお話は前々から出ておるわけですね。私が言っておりますのは、きのうも数字を言いましたように、二万五千倍もあるようなところで千分の一や二というようなことで一体どうなるかというのです。ですから、いま政務次官が言われたように、なお今後そういう方向で検討するというのは、千分の十からまだ下げるように検討する、うんと下げるように検討する、こういうことですね。

○高木(文)政府委員 四十九年度におきましては、千分の十二を千分の十にいたしますと積み増しは起こらないという感じでございます。私も、先生御指摘のとおり、また他の委員からも御指摘がありますとおり、この問題はもっと基本的ないろいろな研究しなければならぬ問題だとは思っておりますが、さりとて、これは金融機関にとつては非常に重要な留保になっておるわけでございます。預金の引き当てになっておるわけでございますから、これを取りくずすというところまではいまのところは考えていないわけでございます。せめて積み増しを起さないようにということに基づいていたしまして、そういうことであるという検討をいたしまして、千分の十という率を

きめたわけでございます。

四十九年度には、よつてもつて新しい積み増しは起こらぬということを予定しておるわけでございます。昨日大臣とのいろいろ一問一答もございましたが、今後私どもとしては、さらに将来の問題としても、次々と積み増しが起こらないような程度にやわらげていきたいと思っております。銀行サイドの問題としては、また別途の見地があるわけでございますので、そのところはもう少し議論してみなければならぬ、にわかに結論を出しにくいということでございます。四十九年度に積み増しは起こらぬということだけは申し上げられると思ひます。

○荒木委員 私、政府当局に政治的な答弁を求めたのであります。主税局のほうでそういうお考えだということは前々から伺っておりますから、あらためてお聞きしたわけですから、いまだこれだけ聞いておるものをこれ以上にならないようにストップするということ、はたしてそれが客観的かつ合理的な経緯値と見合うような繰り入れ率といえるかどうか、このことですね。ですから、私は、うんと下げる方向に、千分の十からまだ下げる方向で検討されますな、こう言ったら、政務次官はいま、うん、うんとうなずかれました。

問題は、私が言っておるのはいま事務局で言っておられるような程度のことではない。実態を申し上げて、その実態については、政務次官もそのとおりだと認められたわけでしょう。それこそうんと聞いておることです。だって何万というのと千分の何というのですから。ですから、いまの千分の十からまだ下げる方向で検討すべきだ、このことを私は、税調の答申からいっても、いまの積み増しの実態からいっても、考えていただかなければいかぬと思うのです。これは政務次官、いかがですか、政策の問題です。

○中川政府委員 ですから、確かに格差があることは認めましたが、たとえば、金融保険業についていうならば、確かに差はあるけれども、金融機関あるいは保険業というのは、一般大衆といま

すか事業家といま、社会公共性の非常に強いものである、実績に近づけるということについても、万が一を考えると、やはりそういうことを担保しておかなければいかぬという社会的要請もあるもので、一がい近づきがいけれども、そういう声も反映をして、四十九年度は少なくとも積み増しがないという程度の千分の二の引き下げを行なつた。しかし、今後においても、そういう意見は私も賛成するところがありますので、検討はしてみたいと思ひます。

○荒木委員 千分の十から下げる方向で検討してみたい、こういうことですね。

○中川政府委員 もちろんそうですが、それが来年度、四十九年度にできるかどうかはわかりませんが、少なくとも五十年以降についてはそういう方向になっていくだろう、このように思ひます。

○荒木委員 私どもが石油の大幅値上げに関連して主張しておることは御承知のとおりです。昨日もだいたい大臣に申し上げたところです。ですから、そういういまの期待を踏まえて、いま政務次官は千分の十からさらに下げる方向で検討すると言われたのだから、検討はすみやかに誠実にやっていたいただきたい。

退職給与引き当て金の点も、先ほど来触れられておりました。ですから、これも端的に伺いますけれども、離職率はどのくらいになっておりますか。

○伊藤田説明員 適格退職年金には予定利率というものがございすけれども、退職給与引き当て金には離職率というふうなものはないとございせんのですが……。

○荒木委員 労働省のほうからいただいた資料によりますと、四十六年度では千人以上の事業所では一六・八％、四十七年度は一四・五％、ずっと年を追って低下してきています。いま五〇％まで認めておるわけですね。そうすると、実際のこういつた税調の答申にあるような点からいへば、一面、労働者の退職金を十分手当てしなければならぬ、保護しなければならぬという要請がありま

す。しかし、これは先ほど来指摘されておりましたように、それに対する管理をしておく裏づけもなければ、また実際問題としてそれが他の資産にかわつて、それが担保に入つて、先取り特権からいへばおくれるわけですね。労働者のほうは、一般の先取り特権しかないわけですからね。そういう点から、それが企業の資産運用のほうに流用されて、そして労働者を食ひものにしていく。こういう点から、片や、先ほど若干の答弁がありましたけれども、強制預金であるとか、支払いを保証するシステムと同時に、そういった企業のほうに回す分を控えていくという点で、政務次官、この点も現行からさらにそういう両建ての面を含めて検討し、前向きに改善をしていく、こういうことをお約束いただきたいと思ひます。

○中川政府委員 この点につきましては、先ほど広瀬委員から御指摘がありまして、退職引き当て金を積み立てたが、実際は会社が倒産しても支払いができなかった。そういうことがあつては、目的が達成されない積み立て金、引き当て金になつてしまふので、実際問題として会社が倒産をしたらあるいは労働者がやめられたときに不足がないような方向に持っていくように、前向きで検討いたします。

○荒木委員 この点も、石油製品価格の問題と関連して、その財源にも充てるということで私も主張しているわけですから、早急に検討を進められることを希望いたします。

時間がだいぶ近づいてきましたので、最後に税務行政の点を一言伺ひしておきたいと思ひます。

端的に伺ひますけれども、資料せんの問題であります。専売公社の方お見えになつておりますか。――専売公社のほうでは資料せんというのを出しておられるでしょうか。

○飯田説明員 いま先生がお尋ねになります資料せんとは申しますのは、小売り店のたばこの売り上げ額のことでございます。

○荒木委員 そうです。

○荒木委員　事実は御調査いただいたらけっこうであります、しかし、事実の問題点は簡単であります。税務署の中にあるべしとこうおっしゃる。あるべきものがずうっと配られている。内容

○安倍委員長 次回は、来たる二十二日金曜日、午後一時理事会、一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

税法第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号及び第二項第二号中「所得税の額に相当する金額」とあるのは、「所得税の額に相当する金額から二万五千円（居住者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その

に、当該所得税の額の合計額に百分の二十二を

昭和四十九年三月二十日

「掲げる税額から二万五千円（居住者が控除対象配偶者又は扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第九十條第一項第五号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族。以下この号において同じ。）を有する場合には、その控除対象配偶者又は扶養親族族一人につき二万五千円を加算した金額）に、当該掲げる税額に百分の二十二を乗じて計算した金額（当該金額が二万五千円（居住者が控除対象配偶者又は扶養親族族を有する場合には、その控除対象配偶者又は扶養親族一人につき二万五千円を加算した金額。以下この号において同じ。）を超える場合には、二万五千円）を加算して得た金額（当該掲げる税額が当該加算して得た金額に満たない場合には、当該掲げる税額）を控除した金額」とする。

（賞与に対する源泉徴収税額の算出率の特例）

第八條 昭和四十九年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払うべき所得税法第八十六條に規定する賞与に対する同法別表第六の表の適用については、同表の賞与の金額に乘ずべき率の欄中「246 81012 141618 20」とある

る。るのは、00000018とす

附則

(施工期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(年末調整に関する経過措置)

第二条 第七條の規定は、昭和四十九年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第三条 施行日前に昭和四十九年分の所得税につき所得税法第二百七条(同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告

第二条 第七條の規定は、昭和四十九年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第三条 施行日前に昭和四十九年分の所得税につき所得税法第二百七条(同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告

書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和五十年三月三十一日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、所得税法第百五十九条第二項（同法第百六十八条において準用する場合を含む。）の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項の規定による充当（以下「充当」という。）をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

理由

最近における物価高騰下の国民生活の事情と租税負担の現状にかんがみ、昭和四十九年分の所得税について、世帯構成に応じた税額控除の方式による減税を行うことにより、低所得者層中心の税負担の軽減を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収額は、一兆四千五百億円以内の見込みである。

